

第14編 教 育

教育委員会

「中央区の教育環境に関する基本条例」

教育委員会は、子どもたちが人間尊重の精神に基づき、心身ともに健康で、自主性と創造性に富み、人間性豊かに成長することを願って、「教育の中央区」にふさわしい学校施設・設備の整備充実、教員の資質向上、家庭教育の支援などさまざまな施策を実施してきた。

しかし、都心であるが故に商業・経済活動の活発化に伴い、日照障害、大気汚染、交通禍などさまざまな環境上の問題が生じている。また、不健全な図書やビデオの販売、風俗営業など青少年の好奇心を刺激するような商業活動も営まれている。

このような状況を踏まえ、中央区における教育環境の維持向上に関する基本方針を定めるとともに、大人の責務を明確にし、教育環境の維持向上を図るため「中央区の教育環境に関する基本条例（平成11年4月1日公布）」を定めている。

「中央区の教育環境に関する基本条例」（前文）

一人ひとりの子どもが、その人権を等しく尊重され、心身ともに健康で、自主性と創造性に富み、人間性豊かに育つことは、私たち区民すべての願いである。

この願いを実現するためには、子どもが自ら学ぶ意欲を持ち、その能力に応じた教育の機会を得るとともに、良好な生活環境はもとより、人や自然との様々なふれあいを通して、人権を尊重する心、他人を思いやる心、美しいものに感動する心などを培うことのできる環境が必要である。

すべての大人は、家庭、地域社会、学校、文化、風俗、自然など子どもを取り巻くあらゆる環境が、子どもの心身の健全な成長にとって極めて重要なものであることを認識し、教育的な見地からその維持向上に努めなければならない。

中央区、区民及び事業者が相互に協力しながらそれぞれの役割を果たし、より良い教育環境を実現するため、この条例を制定する。

中央区教育委員会の教育目標

中央区教育委員会は、次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、勤労と責任を重んじ、広く国際社会において信頼と尊敬を得られる人間性豊かな人として成長することを目指します。

また、区民の生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を支援します。

そのため「教育目標」を次のとおり定めます。

- 子どもたちが希望に満ち、自らの未来を切り拓いていけるように

- ・ 思いやりの心、健康な体、強い意志をもつ人
- ・ すすんで学び、考え、行動する人
- ・ 人の役に立つことを積極的に行う人

の育成に向けた教育を推進します。

- 子どものころから生涯を通じて、文化やスポーツなどの活動に親しむことができるよう、関係機関等と連携して生涯学習を推進します。

中央区教育振興基本計画2020の推進

教育目標の実現に向け、令和2年度から令和11年度を計画期間とする「中央区教育振興基本計画2020」に基づく取り組みを推進している。

教育振興基本計画2020の基本方針

- 1 個性や能力を伸ばす教育の推進
- 2 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進
- 3 健康な体づくりの推進
- 4 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実

教育委員会の制度と組織

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置された合議制の執行機関として、教育長と4人の委員で組織されるもので、その権限に属する教育に関する事務を管理執行する。

教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する教育長は、教育行政に関し識見を有する者のうちから、区長が区議会の同意を得て任命するもので、任期は3年である。

委員は、教育、学術および文化に関し識見を有する者のうちから、区長が区議会の同意を得て任命するもので、任期は4年である。

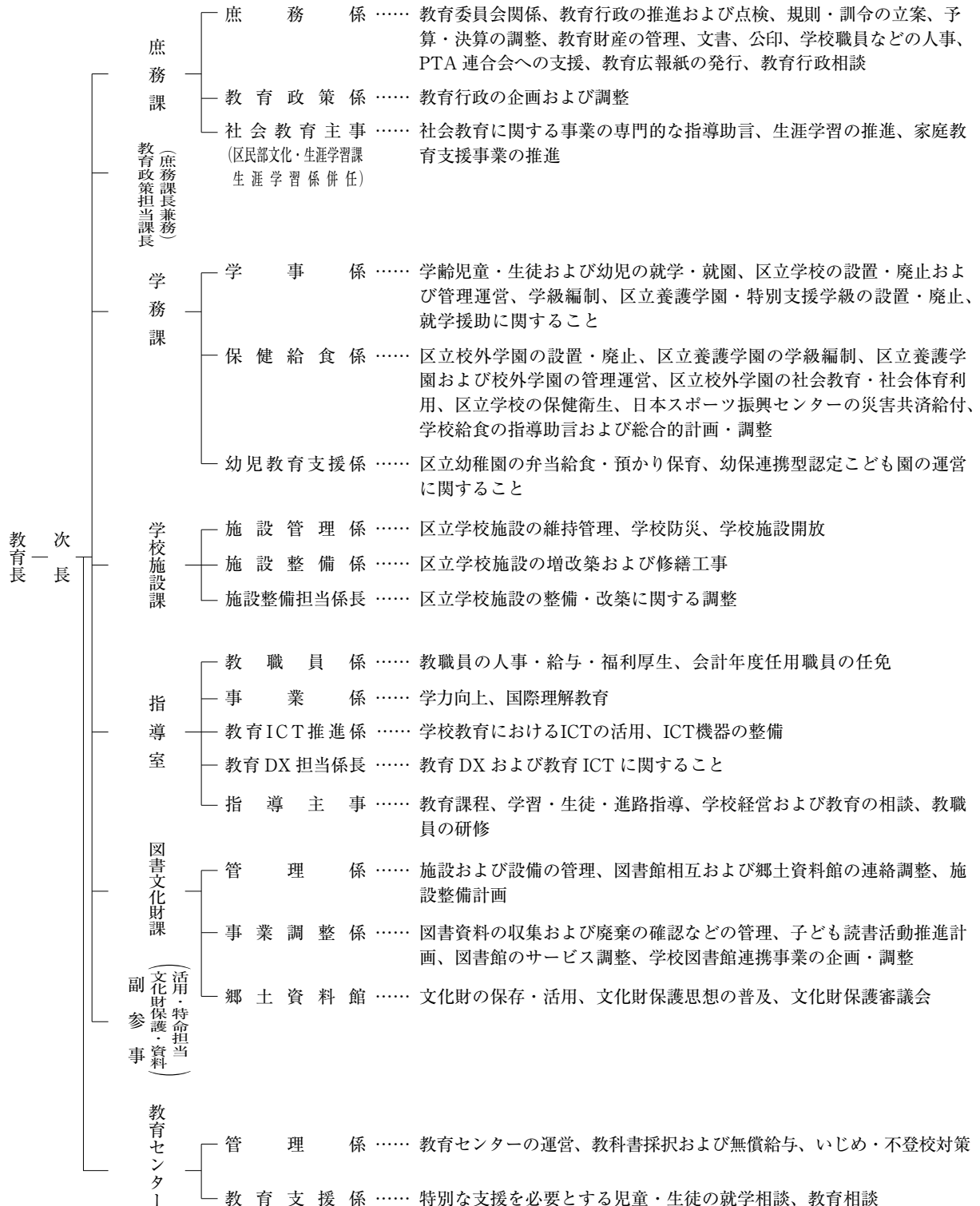
教育長および委員

（令和6年7月1日現在）

職 名	氏 名	就 任
教 育 長	平 林 治 樹	令和6年7月1日
教 育 長 職務代理者	坂 本 順 子	令和3年12月1日
委 員	小 川 将	令和4年10月6日
委 員	伊 東 佳 子	令和6年4月1日
委 員	渥 美 哲 夫	令和2年12月1日

令和5年 教育委員会の開会回数および審議事項

	開会回数	主 な 審 議 事 項
教育委員会	22回	1 教育予算および条例についての区長への意見に関すること
		2 教育委員会規則の制定改廃に関すること
		3 教育委員会の教育目標に関すること
		4 区立学校において令和6年度に使用する教科書の採択に関すること
		5 区民文化財の登録および指定に関すること
		6 教育委員会の権限に属する事務の管理および執行状況の点検ならびに評価に関すること
		7 教育委員会幹部職員などの人事に関すること



教育委員会事務局職員配置表 (単位：人)

課別	職別	合計	参事	副参事	主事	指導主事など
合計		99(1)	2	6	83(1)	8
次長		1	1	—	—	—
庶務課		13(1)	1	—	12(1)	—
学務課		25	—	1	24	—
学校施設課		14	—	1	13	—
指導室		23	—	1	14	8
図書文化財課		12	—	2	10	—
教育センター		11	—	1	10	—

◎再任用短時間職員を除く。

◎() は社会教育主事（区民部文化・生涯学習課生涯学習係併任）、外書き。再任用短時間職員を除く。

◎副参事（文化財保護・資料活用・特命担当）は図書文化財課に含む。

◎教育政策担当課長は庶務課長が兼務するため本表には記載しない。

◎指導主事などには、幼児教育担当専門幹（長期教育行政研修）1人を含む。

小中学校・幼稚園、宇佐美学園職員配置表

(単位：人)

階層別		合計	幼稚園教諭	主事
合計		145	81	64
小中学校・幼稚園計		133	81	52
小 学 校 (幼 稚 園 含 む)	小 学 校 計 (幼 稚 園 含 む)	124	81	43
	城 東 (昭 和)	1	—	1
	泰 明	4	2	2
	中 央	6	4	2
	明 石	8	7	1
	京 橋 築 地 (京 橋 朝 海)	7	5	2
	明 正	7	5	2
	常 盤	1	—	1
	日 本 橋	7	4	3
	有 馬	12	8	4
	久 松	14	9	5
	阪 本	2	—	2
	佃 島	2	—	2
	月 島 第 一	9	6	3
	月 島 第 二	11	8	3
	月 島 第 三 (晴 海)	11	7	4
	豊 海	14	10	4
	晴 海 西	1	—	1
	月 島 幼 稚 園	7	6	1
中 学 校	中 学 校 計	9	—	9
	銀 座	1	—	1
	佃 島	3	—	3
	晴 海 橋	2	—	2
	日 本 橋 西	2	—	2
宇 佐 美 学 園		12	—	12

◎幼児教育担当専門幹（長期教育行政研修）1人は、豊海幼稚園に含む。

教育広報紙「かがやき」の発行

教育行政に関する施策内容の他、学校の現状や教育委員会の考え方などについて、区民や保護者に周知し、理解の促進を図ることを目的として教育広報紙「かがやき」を発行している。

また、子どもたちの活躍や保護者の意見、生涯学習・スポーツ団体の活動状況などを積極的に取り上げ、教育委員会と保護者・地域・関係団体とを結ぶコミュニケーション手段としても活用している。

教育に関する事務の点検および評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、令和4年度の教育委員会の権限に属する事務の管理および

執行の状況について、点検および評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを区議会に提出するとともに教育委員会事務局庶務課や各学校の窓口での閲覧、区ホームページなどで公表した。

晴海西小学校第二校舎の整備

晴海地区における児童数の増加に対応するため、晴海四

丁目に晴海西小学校の第二校舎を整備する。令和12年度の開設に向けて、令和6年度は実施設計を行う。

日本橋中学校の改築

生徒数の増加に対応するため、日本橋中学校を改築する。令和11年度の開設に向けて、令和6年度は実施設計を行う。

学校教育

学校教育においては、各幼稚園・学校がそれぞれの教育目標に基づき、創意工夫ある教育課程を編成し、生涯にわたる学習の基礎を培う観点に立ち、一人一人の幼児・児童・生徒の良さや可能性を十分に伸ばすとともに、社会の形成者としての望ましい資質を備えた、心豊かでたくましく生きる人間の育成を目指し、区民の信頼と期待に応える調和と統一のある教育を推進している。

これからの教育においては、一人一人の幼児・児童・生徒に、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力」「自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力」を育むことが重要な課題となっている。

区立小学校一覧 (令和6年4月9日現在)

校名	所在地 (電話番号)	校長名	通学区域	教員数	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
総 数 (17校)				人 490	学級数 309 16 人 9,262	56	55	53	53	48	44
城(宇佐美学園東)	八重洲2-2-1 ☎ (3272) 1611	平山 尚彦	八重洲、京橋、日本橋	14 6	学級数 8 4 児童数 236 25	2 56	2 60	1 31 4	1 32 9	1 28 4	1 29 8
泰明	銀座5-1-13 ☎ (3571) 1765	荒川比呂美	銀座一丁目〔2～10番、11番(1、2号)〕、銀座二丁目〔2～9番〕、銀座三丁目〔2～8番〕、銀座四丁目〔1～8番〕、銀座五丁目～八丁目	18	学級数 12 児童数 283	2 49	2 41	2 47	2 54	2 46	2 46
中央	湊1-4-1 ☎ (3551) 0565	山本 有子	入船一丁目、入船二丁目、湊一丁目、湊二丁目、八丁堀	18	学級数 12 児童数 336	2 60	2 52	2 68	2 63	2 52	2 41
明(特別支援学級石)	明石町1-15 ☎ (3541) 8335	永井 勝巳	入船三丁目、湊三丁目、明石町、築地七丁目	28 5	学級数 17 4 児童数 514 27	2 68 4	3 87 2	3 104 4	3 96 4	3 74 6	3 85 7
京橋築地	築地2-13-1 ☎ (3541) 0642	佐藤 興二	銀座一丁目〔11番(3号)、12～28番〕、銀座二丁目〔10～16番〕、銀座三丁目〔9～15番〕、銀座四丁目〔9～14番〕、新富、築地一丁目～六丁目、浜離宮庭園	26	学級数 13 児童数 373	2 66	3 72	3 78	2 61	2 59	1 37

◎1 宇佐美学園には通学区域を適用しない。
2 各欄下段は、宇佐美学園および特別支援学級

区立小学校一覧

(令和6年4月9日現在)

校名	所在地 (電話番号)	校長名	通学区域	教員数		計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
明正 (通級指導学級・難聴)	新川 2-13-4 ☎ (3551) 5812	永木 一郎	新川	21	学級数	14 3 1	3	2	2	3	2	2
					6 児童数	400 (44) (9)	75 (11) (2)	54 (13) (1)	57 (13) (3)	83 (2) (2)	70 (3) (1)	61 (2) (0)
常盤	日本橋本石町 4-4-26 ☎ (3241) 1910	浮津 健史	本石町、室町、本町	18	学級数	12	2	2	2	2	2	2
					児童数	311	51	57	55	54	49	45
日本橋	日本橋人形町 1-1-17 ☎ (3668) 2361	児玉 大祐	小伝馬町、大伝馬町、堀留町一丁目、堀留町二丁目、小舟町、富沢町、人形町一丁目、人形町二丁目、人形町三丁目、小網町〔7～19番〕、蛸殻町一丁目〔7～16番〕	24	学級数	17	3	2	3	3	3	3
					児童数	482	95	68	91	71	76	81
有馬	日本橋蛸殻町 2-10-23 ☎ (3666) 5702	小林 一輝	小網町〔1～6番〕、蛸殻町一丁目〔1～6番、17～39番〕、蛸殻町二丁目、箱崎町、浜町三丁目、中洲	37	学級数	23	4	4	4	4	3	4
					児童数	691	118	116	120	119	96	122
久松	日本橋久松町 7-2 ☎ (3661) 6016	植村 洋司	馬喰町、横山町、東日本橋、久松町、浜町一丁目、浜町二丁目	40	学級数	30	6	5	5	5	5	4
					児童数	990	179	173	171	163	163	141
阪本	日本橋兜町15-18 ☎ (3666) 0044	小川 優	茅場町、兜町	21	学級数	9	2	2	2	1	1	1
					児童数	223	48	45	46	30	27	27
佃島	佃 2-3-1 ☎ (3531) 7208	岡部 君夫	佃一丁目、佃二丁目、月島一丁目〔1番、2番、3番(1、2、14、16号)、6番、8～14番、15番(3、7号)、17番(1～3号、5号、6号の一部、11号の一部、12号)、18番、19番、20番(1、2、4号、5号の一部、9号の一部、10号)〕	34	学級数	25	4	4	4	5	4	4
					児童数	758	123	110	119	141	131	134
月島第一	月島 4-15-1 ☎ (3531) 7285	藤山 由仁	佃三丁目、月島一丁目〔3番(5、9、11～13号)、5番、15番(10号)、16番、17番(6号の一部、7～9号、11号の一部)、20番(5号の一部、6～8号、9号の一部)、21番、22番、25～27番〕、月島二丁目〔1番、10番、13番、14番〕、月島三丁目、月島四丁目〔1番、2番(1号の一部、9、10、12、13、17号)、3番(12～16号、17号の一部)、8～17番、20番(1号)、21番〕	31	学級数	19	3	4	3	3	3	3
					児童数	560	82	110	91	100	84	93
月島第二 (特別支援学級)	勝どき 1-12-2 ☎ (3531) 7268	伊藤 真吾	勝どき一丁目、勝どき二丁目〔1～17番〕、勝どき三丁目、勝どき四丁目〔1～4番、8～13番〕	28	学級数	20 4	3	4	3	4	3	3
					5 児童数	612 27	72 1	119 6	104 9	121 6	99 2	97 3
月島第三	晴海 1-4-1 ☎ (3531) 7225	鈴木 潤	月島二丁目〔2～9番、15～20番〕、月島四丁目〔2番(1号の一部)、3番(1～3号、5～7号、17号の一部、18、19号)、4～7番、18番、19番〕、晴海一丁目、晴海二丁目	35	学級数	26	4	5	4	5	4	4
					児童数	809	122	160	125	148	132	122

◎ 1 各欄中段と下段は、通級指導学級(中段:言語、下段:難聴)および特別支援学級

2 () 内の通級指導学級児童数は内数

3 _____を付した通学区域は、調整学区を含む。

区立小学校一覧

(令和6年4月9日現在)

校名	所在地 (電話番号)	校長名	通学区域	教員数		計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
豊海	豊海町3-1 ☎ (3534) 1251	芳賀 幸生	勝どき五丁目、勝どき六丁目、豊海町	39	学級数	25	4	4	5	4	5	3
					児童数	798	119	131	160	127	150	111
晴海西	晴海5-3-5 ☎ (5560) 1640	齊藤 光司	勝どき二丁目〔18番〕、勝どき四丁目〔6番〕、晴海三丁目～五丁目	36	学級数	27	8	5	5	4	3	2
					児童数	807	248	143	143	111	93	69

区立中学校一覧

(令和6年4月9日現在)

校 名	所 在 地 (電話番号)	校長名	通 学 区 域	教員数	計		1 年		2 年		3 年	
					学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
総 数 (5校)				人 113	学級 54 3	人 1,821	学級 20	人 617	学級 17	人 590	学級 17	人 614
銀座 (特別支援学級)	銀座 8 - 19 - 15 ☎ (3545) 8011	平松 功治	八重洲二丁目、京橋、銀座、新富、入船、湊、明石町、築地、浜離宮庭園、八丁堀、新川	23 4	12 3	412 17	4	126 2	4	136 10	4	150 5
佃	佃 2 - 3 - 2 ☎ (3531) 7214	志村 昌孝	佃、月島一丁目、月島二丁目〔1番、10番、13番、14番〕、月島三丁目、月島四丁目〔1番、2番(1号の一部、9、10、12、13、17号)、3番(12～16号、17号の一部)、8～17番、20番(1号)、21番〕	22	11	368	4	126	4	125	3	117
晴海	晴海 1 - 5 - 3 ☎ (3531) 6308	藤江 敏郎	月島二丁目〔2～9番、15～20番〕、月島四丁目〔2番(1号の一部)、3番(1～3号、5～7号、17号の一部、18、19号)、4～7番、18、19番〕、勝どき一丁目、勝どき二丁目〔1～17番〕、勝どき三丁目、勝どき四丁目〔1～4番、8～13番〕、晴海一丁目、晴海二丁目	25	12	423	3	91	4	137	5	195
日本橋	東日本橋 1 - 10 - 1 ☎ (3851) 4074	平野 雅仁	本石町、室町、本町、小舟町、小伝馬町、大伝馬町、堀留町、富沢町、人形町、小網町、蛸殻町、箱崎町、馬喰町、横山町、東日本橋、久松町、浜町、中洲、八重洲一丁目、日本橋、茅場町、兜町	20	11	384	4	130	3	118	4	136
晴海西	晴海 5 - 3 - 5 ☎ (5560) 1270	齊藤 光司	勝どき二丁目〔18番〕、勝どき四丁目〔6番〕、勝どき五丁目、勝どき六丁目、豊海町、晴海三丁目～五丁目	19	8	217	5	142	2	64	1	11

◎1 各欄下段は、特別支援学級

学校選択制の実施

1 小学校特認校制度

保護者の学校選択の幅を拡大するとともに、小規模化や児童数増に伴う学校施設の狭あい化の進行を緩和し、全ての小学校においてより良い教育環境を確保していくため、従来の通学区域は残したままで、特定の学校（以下「特認校」という）について通学区域に関係なく中央区内のどこからでも就学を認める特認校制度を、平成21年度新1年生から実施している。

特認校制度による入学者数 117人（令和6年度）

2 中学校自由選択制

特色ある教育を展開し、開かれた学校や子どもたちにとって魅力ある学校づくりを促進するため、各学校の受け入れ可能な人数を上限に通学区域外の学校へ入学することができる「中学校自由選択制」を、平成16年度新1年生から実施している。

自由選択制による入学者数 83人（令和6年度）

特認校へのスクールバスの運行

特認校制度を平成21年4月から実施したことに伴い、就

学人口の多い月島地域から比較的離れている特認校（城東小学校・常盤小学校・阪本小学校）への交通手段として、スクールバスを登下校時に運行している。

通園バスの運行

久松幼稚園の常盤園舎への移転に伴い、通園バスを運行する。

運行開始 令和6年9月

幼稚園弁当給食の提供

区立幼稚園全園において、希望者に対して無償で弁当給食を提供している。

なお、夏休みなどの長期休業日（預かり保育利用時）は有料としている。

幼稚園における預かり保育の実施

幼稚園教育時間の終了後や夏休みなど長期休業日において、保育を希望する保護者のニーズに応えられるよう、区立幼稚園全園で預かり保育を実施している。

実 施 日	幼稚園開園日および夏季・冬季・春季休業日（土・日曜日、祝日を除く）
定 員	各園 1日当たり20人または30人

区立幼稚園一覧

(令和6年4月10日現在)

幼稚園名	所 在 地 (電話番号)	園長名	教員数	計		3歳児		4歳児		5歳児	
				学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数
総 数 14園			81人	55学級	917人	19学級	265人	17学級	323人	19学級	329人
泰 明	銀座5-1-13 ☎ (3571) 5395	荒川比呂美	2	1	6	—	—	1	6	—	—
中 央	湊1-4-1 ☎ (3551) 4498	山本 有子	4	3	43	1	12	1	14	1	17
明 石	明石町1-15 ☎ (3541) 9522	佐藤 恵	7	5	85	2	25	1	25	2	35
京橋朝海	築地2-13-1 ☎ (3541) 6280	眞家 順子	5	3	35	1	9	1	15	1	11
明 正	新川2-13-4 ☎ (3551) 4864	永木 一郎	5	4	60	2	24	1	21	1	15
常 盤	日本橋本石町4-4-26	浮津 健史	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日 本 橋	日本橋人形町1-1-17 ☎ (3668) 2362	児玉 大祐	4	3	57	1	17	1	18	1	22
有 馬	日本橋蛸殻町2-10-23 ☎ (3666) 7998	高橋 育子	8	5	94	2	29	1	29	2	36
久 松	日本橋久松町7-2 ☎ (3277) 9071	川越 裕子	9	6	100	2	27	2	41	2	32
月 島	月島1-9-7 ☎ (3531) 1573	太田 禎子	6	4	66	1	17	1	19	2	30
月島第一	月島4-15-1 ☎ (3532) 2921	嶺村 法子	6	4	68	2	24	1	20	1	24
月島第二	勝どき1-12-2 ☎ (3532) 2922	竹谷 直史	8	6	94	2	24	2	35	2	35
晴 海	晴海1-4-1 ☎ (3532) 2923	上竹 陽子	7	5	89	1	17	2	36	2	36
豊 海	豊海町3-1 ☎ (3533) 0725	山口 晃司	10	6	120	2	40	2	44	2	36

◎各幼稚園の通園区域は、小学校（365～367頁参照）の通学区域に準じ定めている。

◎常盤幼稚園は休園中。

◎久松幼稚園は令和6年9月1日付で日本橋本石町4-4-26に移転。

◎幼児教育担当専門幹（長期教育行政研修生）1人は、豊海幼稚園に含む。

特別支援学級

心身に障害のある児童・生徒に対して、一人一人の能力に応じた小中学校教育を行うため、特別支援学級（知的障害）を設けている。

特別支援学級設置校

- ・明石小学校 ・月島第二小学校
- ・銀座中学校

特別支援教室・通級指導学級

発達障害や情緒障害などがある児童・生徒に対して、1週間に1回程度個別の状況に合わせた適切な指導を行うため、全小中学校に特別支援教室を設けており、巡回拠点校の教員が担当巡回校を巡回し、各校で個別指導を実施している。

また、明正小学校の通級指導学級（言語障害・難聴）については、従来の通級の形態を継続する。

特別支援教室（情緒障害など）

巡回拠点校	担当巡回校
明石小学校	中央小学校
京橋築地小学校	泰明小学校、月島第二小学校
有馬小学校	常盤小学校、久松小学校
阪本小学校	城東小学校、明正小学校、日本橋小学校
月島第一小学校	月島第三小学校
豊海小学校	佃島小学校、晴海西小学校
晴海中学校	銀座中学校、佃中学校、日本橋中学校、晴海西中学校

通級指導学級（言語障害・難聴）

名称	所在地
明正小学校通級指導学級 （平成27年度開設）	明正小学校内

令和5年度区立中学校生徒卒業後の進路状況（令和6年5月1日現在）（単位：人）

項目 校名	総計	計		進学者						専修学校・就職・その他	
		男	女	男			女			男	女
				計	国立 私立 他県	都立	計	国立 私立 他県	都立		
計	550	284	266	273	183	90	262	171	91	11	4
銀座中学校	130	76	54	70	44	26	53	27	26	6	1
佃中学校	112	62	50	59	37	22	50	32	18	3	0
晴海中学校	168	80	88	79	52	27	87	58	29	1	1
日本橋中学校	140	66	74	65	50	15	72	54	18	1	2
晴海西中学校	（令和6年4月1日開校のため、令和5年度卒業生なし）										

（注）その他は海外転出者など

教育指導

教員の指導研究

- 1 教科書・指導書・副読本の配布（全小中学校教員対象）
- 2 教員研究委員会・連絡会・協議会（令和6年度）
 - ア 人権教育推進委員会（5回）
 - イ 保幼小連携推進委員会（6回）
 - ウ ICT教育推進委員会（3回）
 - エ 就学支援委員会（8回）
 - オ 中央区立中学校授業力向上プロジェクト委員会（6回）
 - カ 副校長連絡会（8回）
 - キ 教務主任連絡会（5回）
 - ク 生活指導主任連絡会（8回）
 - ケ 幼稚園主任連絡会（6回）
 - コ 巡回指導教員連絡会（1回）
 - サ 保幼小連絡会（2回）
 - シ ICT教育連絡会（5回）
 - ス 不登校対策連絡会（3回）
 - セ 学習者用デジタル教科書担当者連絡会（2回）
 - ソ 研究主任連絡会（2回）
 - タ 特別支援教育コーディネーター連絡会（5回）
 - チ 特別支援教室専門員連絡会（1回）
 - ツ 特別支援教室実施協議会（2回）

教育研究奨励

- 1 校内研修（習熟度別・個別指導の充実）
- 2 研究指定校・園（令和6年度 幼稚園2園、小学校4校、中学校2校）
- 3 授業力向上支援

優れた指導力を有する教員を「メンタティーチャー」として認定し、若手教員などへの指導・助言などを通して、さらなるメンタティーチャーの育成を含め、教員の授業力向上を図っている。

また、小学校においては、メンタティーチャーの活動を

支援するため、その教員の在籍校にメンタティーチャー補佐員を配置している。

- ・メンタティーチャーの認定 小学校4人、幼稚園2人
- ・メンタティーチャー補佐員の配置 小学校4人

小学校の学力向上対策

- 1 算数教育の充実（習熟度別・個別指導の充実）

本区学習力サポートテストなどの分析から、各小学校では、学力向上プランなどを作成し学習指導の工夫に努めている。また、基礎的・基本的な学習内容の積み重ねが必要とされる算数について、区独自に小学校算数講師を配置し、習熟度別指導・個別指導の充実を図っている。（一部の学校においては、教科担任制として他教科の講師を配置している。）

 - ・小学校算数講師の配置 小学校17校 各1人配置（明石・有馬・久松・佃島・月島第一・月島第二・月島第三・豊海・晴海西小学校は各2人）
- 2 理科教育の充実

理科授業の充実および活性化を図るため、区独自に小学校第5・6学年の全学級に理科支援員を配置し、実験・観察などの補助を行っている。

 - ・理科支援員の配置 小学校17校の第5・6学年の全学級（1学級当たり150時間）

個別指導補習

放課後や夏季休業期間など、各小学校の実態に応じた効果的な補習を行い、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図っている。

中学校の学力向上対策

- 1 中学校講師の配置

区独自の中学校講師を配置し全中学校において、「国語・

数学・英語」の3教科における習熟度別指導・個別指導などを実施している。また、各校の実情に応じて社会科または理科に教科を拡大している。

・中学校5校 中学校講師各6人配置

2 個別指導補習

各中学校の希望者を対象に、中学校講師を活用し、個別指導補習を実施することで、基礎的・基本的な学力の定着を図っている。

確かな学力の定着・向上

1 学習力サポートテスト

小学校第4～6学年と中学校全学年において実施する「学習力サポートテスト」の結果を分析するとともに、経年変化を追うことで、今後の学習指導に生かしている。

なお、小学校第5・6学年において英語が教科化されたことを受けて、令和3年度から小学校第6学年および中学校第1学年の実施教科に英語を追加している。

また、「学習力サポートテスト」と同時に「意識調査」を実施しており、「生活・学習習慣」「学級環境」などの視点から、多面的に児童・生徒、クラスの状況を分析している。

2 基礎基本の定着

「学習力サポートテスト」の結果を基に、個人票（学習診断カルテ）を作成・配布し、学習の振り返りや学習面談などに活用している。また、各学校で学力向上プランを作成するとともに、「学習力サポートテストフォローアップワークシート」、「東京ベーシック・ドリル（東京都教育委員会）」、「ドリルソフト」などを活用し、基礎的・基本的な学習内容の定着・向上と家庭での学習習慣の定着を図っている。

3 読書活動の推進

児童・生徒の読書活動を推進し、学校図書館を活用した学習活動の充実を図るため、学校図書館指導員を全小中学校に年間各350時間配置している。

4 土曜授業

児童・生徒の基礎学力の向上に資するため、小中学校において年5回以上実施を予定している。

5 セカンドスクール

日常の学校生活を離れて、豊かな自然や地域の特性を生かした学習活動を実施することにより、学習意欲を喚起し、児童一人一人の主体的な学習を推進することを目的に、小学校第4学年を対象に実施している。

6 保育所、幼稚園と小学校の連携強化

ほとんどの幼稚園が小学校に併設されている利点を生かし、小学校行事への園児参加などの相互交流を推進している。また、合同研修会の開催など保育所、幼稚園と小学校の教員が協働して取り組む「保育園・幼稚園・小学校連絡会」（「保幼小連絡会」）を実施するとともに、小学校区に基づいたグループ分けを行い、年2回の「保幼小連携日」

を設定し、学びや活動の連続性を重視する取り組みを推進している。

幼児教育から小学校教育への接続を円滑にするため、保幼小連携推進委員会において幼小接続における指導資料などの作成を行い、幼児教育から小学校教育への学びの連続性を踏まえた教育の展開を進めている。

7 小学校と中学校の連携強化

小中学校の学びの連続性を踏まえ、いわゆる「中一ギャップ」へ対応するとともに確かな学力の向上を目指し、小中学校が共通理解により取り組むべき指導内容や指導方法、授業展開など、小学校の高学年から中学校への移行期における学習の接続について、教員や児童・生徒の交流による連携強化に取り組んでいる。

特別支援教育の推進

1 個々の能力を伸長する就学相談

本人の障害の状態や保護者の意見を十分に聴取して、児童・生徒一人一人が健やかな成長と社会的自立を目指した育ちと学びができる教育環境を提案している。

2 個に応じた指導の充実

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍する学級に対し、きめ細かい支援を行い学習指導を円滑にすることを目的として、学習指導補助員を配置している。

3 切れ目のない障害特性などに応じた適切な支援

児童・生徒数の増加に伴い、医療的ケアも含め特別な支援や配慮が必要な子どもも増えることが予想されるため、特別支援学級の新設をはじめ、障害特性などに応じた適切な学習の場が提供できるよう環境整備の充実を図っていく。

また、特別な支援や配慮が必要な幼児・児童・生徒が、自立した生活を継続できるよう、保護者や関係機関が互いに連携を図りながら個別的教育支援計画・「中央区育ちのサポートカルテ」・個別指導計画を作成・活用し、幼児期から義務教育修了まで一貫した支援体制を構築している。

人権教育の推進

1 人権教育全体計画および年間指導計画の作成・実施

人権教育全体計画および年間指導計画に基づき、偏見や差別をなくし、人権尊重の精神を培い、子どもたちがお互いの多様性を認め合う教育を推進している。

2 いじめを生まない学校づくり

いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許さないとの認識に立って行動できる力を子どもたちが身に付ける教育を推進している。とりわけ、各学校が策定している「学校いじめ防止基本方針」に基づき、道徳教育や体験活動の一層の充実を図るとともに、児童会や生徒会における活動など、いじめ防止のための子どもたちの主体的な取り組みを推進する。

道徳教育の推進

1 道徳授業地区公開講座の実施

全小中学校において「特別の教科 道徳」の授業を公開することにより、開かれた学校教育を推進するとともに、道徳教育の現状や課題について保護者・地域と共に考える「道徳授業地区公開講座」（年1回）を開催し、講師を招いての講演会、親子ディスカッション、意見交換会などを行っている。

2 命と心の授業の実施

生命に関わる重大な事故やいじめ問題などを未然に防止するため、外部講師などを招へいし、児童・生徒・保護者を対象に命の尊さや友情といった心に訴える「命と心の授業」を全小中学校で実施している。

健康教育の推進

子どもの体力向上を目的として、幼稚園の運動遊びや小中学校の体育・保健体育授業の充実を図っている。

また、栄養や睡眠に関する理解を深め、自ら規則正しい生活を送ることができるよう、食育をはじめとした健康教育の充実を図っている。

1 小学校の体育指導

教員の指導力向上はもとより、児童の関心・意欲や技能を踏まえた安全かつ運動量を確保した体育指導を行えるよう、全小学校に体育指導補助員を配置し、学習および実技指導の補助を行っている。

また、特色あるスポーツ活動「マイスクールスポーツ（1校1運動）」への継続的な取り組みを図っている。

2 中学校の体育指導

安全で効果的な指導により中学生の体力向上を図るとともに、「武道・ダンス」や運動種目ごとの専門的スキルや指導能力を有する種目別の指導員を配置し、体育指導の充実を図っている。

3 小中学校の食育指導

大学講師やプロの料理人といった「食」の専門家などを招き、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育の授業を実施している。また、親子クッキングや食育クッキングなどを開催し、家庭での食育の充実を図っている。

4 中学校の部活動指導

中学校における部活動は、個性を伸ばし、豊かな人間関係を学ぶ機会であり、生徒の健全育成や生涯学習の基礎づくりの場となっている。

本区では、さらなる部活動の活性化を図るため、専門的な知識・技術や指導力を有する外部指導員を全中学校に配置している。

また、「中央区立中学校に係る運動部活動の方針」（中央区教育委員会平成31年1月）に基づき、運動部活動の改善状況について、定期的にフォローアップしている。

5 幼児期における運動遊びの充実

「幼児期運動指針」（文部科学省）に基づき、幼児期からの運動能力の向上を意識した運動遊びを実践している。

また、全園を「運動遊び推進園」に指定し、各園の課題解決に向けた取り組みを進めている。

6 薬物乱用防止教室

児童・生徒の健全な成長を図るため、各学校において児童・生徒の発達段階を捉え、薬物乱用防止に関する指導を計画的・系統的に進めている。警察職員、学校薬剤師、保健所職員などを講師に招き、教育課程に位置付けて「薬物乱用防止教室」を実施している。

安全教育の推進

1 学校安全計画の全体計画および年間指導計画の作成・実施

安全教育の3領域（生活安全、交通安全、災害安全）の全体計画および年間指導計画を作成し、計画的・系統的に取り組んでいる。

特に東日本大震災を踏まえ、「防災ノート～災害と安全～」などを活用し、子どもたちに災害時における危険について理解させるとともに、保護者や地域と連携した防災・避難訓練などを実施している。また、全小中学校・幼稚園において、全国瞬時警報システム（Jアラート）の発令における避難訓練を実施している。

2 セーフティ教室

学校・家庭・地域の連携による非行・犯罪被害防止教育を推進し、児童・生徒の健全育成の活性化および充実を図るとともに、不審者への対応や携帯電話・スマートフォンの使い方、ネット犯罪への対応などのセーフティ教室を全小中学校で実施している。

情報教育の推進

1 ICT機器を活用した教育の推進

各学習の時間や家庭学習において、学習用タブレットを積極的に活用し、発達段階に応じた機器操作や情報活用の実践力を育成している。

2 教員の研修

教員のコンピューターリテラシー（情報と情報手段を主体的に選択して活用する基礎的な資質や能力）の向上を図るため、ICT教育研修をICT教育連絡会において実施している。

教員がICT機器を活用した授業を円滑に進められるよう、授業のプランニング、機器やソフトウェアの操作説明および授業のサポートなどを行うICT支援員を全小中学校に配置し、教員自身のICT活用能力の向上を図っている。

幼稚園・ICT環境の整備

保育の質の向上や家庭との連携強化、保護者の利便性向上などを図るため、動画や写真などの活用による教育活動の充実に向けたタブレット端末を各学級に整備するとともに、アプリによる欠席連絡、園からのお知らせの配信などを行う園務支援システムを導入している。

国際教育の推進

1 パイロット校における国際教育

常盤小学校をパイロット校に指定し、さまざまな取り組みを通じて、国際教育を推進している。また、常盤小学校は、文部科学省から「教育課程特例校」の指定を受けている。

- ・英語科授業時数 第1・2学年 年間 70時間
第3～6学年 年間 105時間
- ・国際科授業時数 第3～6学年 年間 35時間
- ・小学校英語講師の配置
- ・外国人英語指導助手（ALT）の配置 年間132日
- ・英語検定の受験
- ・学習用タブレットを活用した、児童の興味・関心や習熟度に応じた個別学習および反復学習

2 小学校外国人英語指導助手（ALT）による英語活動の実施

小学校の段階で外国人との会話や外国の文化に対する興味・関心を促し、英語学習への意欲を喚起するため、常盤小学校を除く小学校および宇佐美学園において、外国人英語指導助手（ALT）を活用し、会話やコミュニケーションを中心とした英語活動を行っている。

令和6年度は、全学年、年35時間実施する。

3 中学校外国人英語指導助手（ALT）による英語指導の実施

英語によるコミュニケーション能力の総合的な育成を図るとともに、国際理解教育の視点に立った英語授業の展開を図るため、中学校全学年を対象として、1校当たり年190日、中学校外国人英語指導助手（ALT）を配置し、英語指導を実施している。

4 中学生海外体験学習

国際感覚豊かな視野の広い中学生の育成を図るため、区立中学校生徒を外国へ派遣し、姉妹都市の協力の下、体験入学やホームステイなどの積極的な交流活動を通して、外国の理解に努めている。

派遣期間 令和6年7月25日（木）～8月4日（日）（11日間）

派遣先 オーストラリア（サザランド・シドニー）

5 海外中学生の受け入れ

オーストラリア・サザランド市の中学生を受け入れ、区立中学校への体験入学や交流会、ホームステイなどを通して、国際交流を深めるとともに、国際感覚豊かな中学生の育成

を図っている。

受入予定期間 令和6年9月26日（木）～10月6日（日）（11日間）

6 国際理解教室の実施

諸外国や日本の文化を理解し、尊重する態度を育成するため、外国人講師や関係機関の方々にゲストティーチャーとして招き、体験的な学習を行っている。

7 ホームステイ体験講座

実践的なコミュニケーションと適切な英語表現を身に付け、英語に対する苦手意識や抵抗感を克服することで英語力の向上を図っている。

対象者 中学校第1・2学年 40人程度

回数 全6回

内容 オーストラリアへの模擬ホームステイ体験による外国人とのコミュニケーションや英語での自己表現方法の習得など

8 能楽・歌舞伎鑑賞教室

日本の伝統文化に触れ合う機会を設けるため、小学校第6学年を対象に能楽鑑賞教室を、中学校第3学年を対象に歌舞伎鑑賞教室を実施している。

9 中学校英語体験学習

中学校第2学年を対象に、イングリッシュスピーカーが付き添い、オールイングリッシュの環境でさまざまなプログラムの体験を通じ、生徒たちに英語で会話する楽しさや必要性を実感させるとともに、日々の英語学習への意欲を高められるよう、中学校英語体験学習を実施している。

理数教育の推進

1 パイロット校における理数教育

城東小学校をパイロット校に指定し、各学年への年間35時間の「理数の時間」（サイエンスタイム）の設定や夏季および冬季に実施する自然体験学習（サイエンスキャンプ）、早稲田大学や地域企業と連携した実験教室の実施、学習用タブレットを活用した児童の興味・関心や習熟度に応じた個別学習および反復学習など、さまざまな取り組みを通じて、理数教育の推進を図っている。

2 早稲田大学と連携した理数教育の推進

平成27年6月に協定を締結した早稲田大学理工学術院と連携し、小中学校の理数教育を推進している。

「学校・幼稚園2020レガシー」の実施

全小中学校・幼稚園が展開してきたオリンピック・パラリンピック教育において、以下に掲げる4つの取り組みの中から、学校経営方針、教育目標、幼児・児童・生徒の実態、地域性に鑑み、特色としてこれからも継続させる活動を各校・各園一つ以上「学校・幼稚園2020レガシー」として位置付け実施する。

- ・オリンピック・パラリンピック学習
- ・中央区版「一校一国運動」を通じた学習

- ・ハートフルスポーツ
- ・体力向上に向けた取り組み

環境教育の推進

総合的な学習の時間などにおいて、雨や空気の汚れなどに関する調べ学習や地域清掃、資源ごみの分別、CO₂削減などの実践的活動や環境作品コンクールへの応募、区主催の「エコまつり」への参加など啓発活動に取り組んでいる。

囲碁授業の実施

総合的な学習の時間を活用して、日本棋院から派遣されたプロ棋士の指導の下、集中力や思考力、判断力の向上に効果がある囲碁授業を実施している。

令和6年度は泰明小学校、中央小学校、明石小学校、京橋築地小学校、常盤小学校、月島第一小学校、月島第二小学校、月島第三小学校の8校で年間5～10時間の囲碁授業を実施する。

教育相談体制の充実

1 小学校における専任教育相談員およびスクールカウンセラーの配置

児童・保護者・教員対象の教育相談、不登校やいじめ、児童の問題行動などの改善についての助言などを行い、教育相談活動の一層の充実を図るため、教育センターの専任教育相談員を全小学校に週1回（有馬小学校・久松小学校・佃島小学校・月島第二小学校・月島第三小学校・豊海小学校・晴海西小学校は週2回）、幼稚園および宇佐美学園に月2回派遣している。

全小学校に臨床心理士などの資格を持つスクールカウンセラーを都教育委員会からの派遣により週1回配置している。令和6年度も、小学校第5学年の全児童に対して、スクールカウンセラーによる面接を実施する。

2 中学校における心の教室相談員およびスクールカウンセラーの配置

生徒の悩みを聴き、友達関係などの相談に乗る「心の教室相談員」を区独自に全中学校に週2、3回配置している。

また、不登校、いじめ、その他生徒の問題行動などの改善に資するため、全中学校に臨床心理士などの資格を持つスクールカウンセラーを、東京都教育委員会からの派遣により週1、2回配置している。

令和6年度も、中学校第1学年の全生徒に対して、スクールカウンセラーによる面接を実施する。

3 適応教室「わくわく21」

不登校などの児童・生徒に充実した社会生活を営もうとする意欲や態度の育成を図るため、不登校対策に関する中核的機能（スクーリング・サポート・センター「SSC」）として、教育センター内に適応教室を設置している。適応教室では、個に応じた自習学習を中心とした学習活動や体験活動の支援を行っており、学習用タブレットを活用した学習支援やオンラインによる朝の会など、通室しなくても適

応教室に参加できるように実施している。

- ・開室日 月～金曜日（土・日曜日、祝日・休日、年末年始を除く）

4 メンタルサポーターの派遣

不登校またはその傾向にある児童・生徒の他、心理的な問題を抱え何らかのケアが必要と認められる児童・生徒に対して、メンタルサポーターを派遣している。

メンタルサポーターは、適応教室、学校、家庭に派遣され、児童・生徒の心のケア、対話、学習支援などを行う。登録者は、教職や心理職を志す学生などであり、令和5年度は、25人を登録し、延べ385回の派遣を行った。

5 校内別室指導支援員の配置

不登校またはその傾向にある生徒が安心して、自己存在感や充実感を感じられる居場所を校内に設置して、学習支援や学習以外の活動、話し相手・相談相手など一人一人の状況に応じた適切な支援を行っている。令和5年10月から個性中学校および日本橋中学校に配置しているが、令和6年度は銀座中学校および晴海中学校を加えた中学校4校に配置する。

6 スクールソーシャルワーカーの派遣

いじめ、不登校、暴力行為など、生活指導上の課題に対応するため、社会福祉士の資格を有し、専門的な知識や技術を用いて問題を抱える児童・生徒や家庭を支援するスクールソーシャルワーカーを全小中学校に派遣している。

学校および関係機関との積極的な連携により、いじめや不登校などの問題の早期発見を図るとともに、保護者や教員への支援・情報提供を行っている。

令和5年度は、小中学校・家庭・関係機関などへ1,802回派遣し、310人の児童・生徒および保護者を支援した。

7 いじめ問題への取り組み

「中央区いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会および各学校は、未然防止・早期発見・早期対応など具体的な取り組みを実施するとともに、「中央区いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、教育委員会や学校、地域、関係機関が連携し、いじめを生まない学校づくりに取り組んでいる。

また、こうした取り組み状況を検証するとともに、いじめの防止などのための対策を実効的に行うため、学識経験者や弁護士などの専門家による「中央区いじめ問題対策委員会」を設置している（委員一覧は422頁参照）。

なお、この委員会は、重大事態が発生した際に、学校の調査では対応が困難で教育委員会が直接調査すべき事案と判断したときには、教育委員会の調査機関となる。

特色ある学校づくりの推進

1 地域理解教室

地域で事業を営んでいる方や陶芸作家などを講師に招き、児童・生徒が周辺地域をはじめとした区内の文化・歴史・

風土などについてさまざまな角度から学び、理解するための学習を展開している。

2 創意ある教育活動

児童・生徒の実態や地域の実情に応じて、創意工夫を生かした独自の教育活動を推進し、魅力ある学校づくりを実現する。例えば、屋上ビオトープや栽培活動、金管バンドなど各学校で特色ある取り組みを行っている。

教育センター

学校教育の一層の充実および振興を図るために設置しているもので、小中学校・幼稚園の児童・生徒・園児および教職員のための事業を行っている。

1 教職員のための事業

小中学校・幼稚園の教職員を対象に、研修会を開催し、教職員としての資質の向上を図っている。

・各種研修会 32研修会 延べ68回実施予定

2 児童・生徒のための事業

(1) 教育センター教室

小学校第3・4学年の児童を対象に、実験教室やプラネタリウム教室を実施している。

(2) 科学教室

小学校第5学年の児童を対象に、1年間にわたって総合的に理科の実験や観察の基礎技術を養うことを目的とする指導を行っている。

内容 サイエンスショー、おもしろ実験、野鳥観察など

(3) 発明くふう展

創意工夫することの楽しさと科学技術などへの関心を高めるために、小中学校の児童・生徒から、発明や工夫をした作品を募集し、公開展示を行っている。

展示予定期間 令和6年9月11日(水)～14日(土)

3 教育相談

教職経験者・臨床心理士などの専任教育相談員が、高校生までの子どもたちとその保護者、教師を対象とし、教育全般に対する相談を行っている。

相談受付日時 月～土曜日(日曜日、祝日・休日、年末年始を除く)

午前9時～午後5時

4 学校問題ほっとライン

平成30年5月から、幼稚園・学校に対する意見や要望などについて、学校現場での経験が豊富な退職校長や退職副校長が電話相談を行っている。

相談受付日時 月～金曜日(土・日曜日、祝日・休日、年末年始を除く)

午前9時～午後5時

5 施設・設備利用

教職員の研究・研修、児童・生徒の学習や作品展示などに教育センターの施設・設備の活用を図り、学校教育の振興・充実に資する。

6 教科書センター

区民の閲覧や、教職員などの指導方法研究に供するため、各社教科書(旧版も含む)を常時展示している。

開設日時 月～金曜日(土・日曜日、祝日・休日、年末年始を除く)

午前9時～午後5時

令和6年度は、特別展示および法定展示を行う。

展示予定期間 令和6年5月31日(金)～7月3日(水)

(土・日曜日を除く。ただし、6月22日は展示する。)

区立小学校使用教科書

(令和6年度～令和9年度)

種 目	教 科 書 名	発 行 者
国 語	国語 一上・下～四上・下、五、六	光 村 図 書 出 版
書 写	小学書写 一年～六年	教 育 出 版
社 会	小学社会 3～6	教 育 出 版
地 図	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3・4・5・6年	帝 国 書 院
算 数	新しい算数 1-1・2、2上・下～5上・下、6	東 京 書 籍
理 科	たのしい理科 3年～6年	大 日 本 図 書
生 活	新しい生活 上・下	東 京 書 籍
音 楽	小学生の音楽 1～6	教 育 芸 術 社
図 画 工 作	図画工作 1・2上・下、3・4上・下、5・6上・下	日 本 文 教 出 版
家 庭	わたしたちの家庭科 5・6	開 隆 堂 出 版
保 健	みんなの保健 3・4年、5・6年	G a k k e n
英 語	Junior Sunshine 5・6	開 隆 堂 出 版
道 徳	小学道徳 生きる力 1～6	日 本 文 教 出 版

区立中学校使用教科書

(令和3年度～6年度)

種 目		教 科 書 名	発 行 者
国 語		国語 1、2、3	光 村 図 書 出 版
書 写		中学 書写一・二・三年	光 村 図 書 出 版
社 会	地 理 的 分 野	新しい社会 地理	東 京 書 籍
	歴 史 的 分 野	新しい社会 歴史	東 京 書 籍
	公 民 的 分 野	中学社会 公民的分野	日 本 文 教 出 版
地 図		中学校社会科地図	帝 国 書 院
数 学		新しい数学 1、2、3	東 京 書 籍
理 科		新しい科学 1、2、3	東 京 書 籍
音 楽	一 般	中学音楽 1、2・3 上・下 音楽のおくりもの	教 育 出 版
	器 楽 合 奏	中学器楽 音楽のおくりもの	教 育 出 版
美 術		美術 1、2・3	開 隆 堂 出 版
保 健 体 育		新しい保健体育	東 京 書 籍
技 術・家庭	技 術 分 野	技術・家庭 技術分野 テクノロジーに希望をのせて	開 隆 堂 出 版
	家 庭 分 野	技術・家庭 家庭分野 生活の土台 自立と共生	開 隆 堂 出 版
英 語		NEW CROWN English Series 1、2、3	三 省 堂
道 徳		新訂 新しい道徳 1、2、3	東 京 書 籍

学校評価

学校運営の改善と発展を図るため、全小中学校・幼稚園において、平成20年度から教職員による「自己評価」とその結果を踏まえた「外部評価」を保護者や地域住民などの学校関係者間で実施し、結果の公表を行っている。

さらに、平成26年度からは、「中央区立学校評価ガイドライン」に基づき、「外部評価」において、4年に1度の周期で学校運営に専門的な識見のある第三者を加えて評価

を実施している。

区立図書館との連携

平成21年度から学校における読書活動推進の一環として学校図書館図書のデータベース化を行い、学校図書館と区立図書館とのネットワーク化を図っている。

令和5年度から5カ年を計画期間とした「第四次中央区子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館による出前お話し会やブックトークの実施、団体貸し出しによる資料提

供の充実、読書活動推進専門員が学校を定期的に訪問し、現状や課題について情報共有する学校巡回、さらにはビブリオバトルなど、学校と区立図書館が連携することで、学校の読書環境の整備や読書活動の充実を図っている。

学校給食

学校給食は、学校給食法に定める次の七つの目標に基づき実施している。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

献立は、成長期にある児童・生徒に必要な栄養素の供給と、季節感のある食材に配慮した食品構成により作成している。

中学校は平成19年度、小学校は平成30年度から学校ごとに献立を作成している。

給食食材については、小中学校共に学校ごとに給食用物資を購入している。

また、安全・安心な食材調達に努めるとともに、産地情報を公表している。

保護者負担の軽減策

1 学校給食費の無償化

物価高騰などにより子育て家庭の負担が大きくなっていることを踏まえ、教育に係る保護者負担と徴収等に係る事

務負担の軽減を図ることを目的に、令和5年4月分から学校給食費の無償化を実施している。

2 米飯給食用米の現物給付

米飯給食用の米を区が購入することにより、保護者負担の軽減を図っている。

給食費（月額）

学年	給食費	区補助額	保護者負担額
小 学 校 1 ・ 2 年	4,520円	4,520円	0円
小 学 校 3 ・ 4 年	4,800円	4,800円	0円
小 学 校 5 ・ 6 年	5,110円	5,110円	0円
中学校 1 ・ 2 ・ 3 年	5,920円	5,920円	0円

◎8月を除いた11カ月分

ふれあい（交流）給食

小学校における学校給食に地域の方々を招待し、児童と地域とのふれあいの場を設けて交流を深め、より開かれた学校の実現を目指している。

「親子給食」「敬老給食」「感謝の給食」などテーマを設定して実施している。なお、中学校においては、保護者を対象にした試食会や地域の方々を招待する交流給食を実施している。

健康学園

宇佐美学園

所在地 静岡県伊東市宇佐美545

☎0557（48）9025

ぜんそく・肥満・虚弱などの児童が、恵まれた自然環境の中での生活を通して、健康の回復・増進に努めながら学校教育を受けられるように健康学園を設置している。

対象児童は、区立小学校の第3学年以上の児童である。

学級編制は、各学年1学級で、学園の定員は80人である。

施設の概要

敷地面積 10,252.81㎡

建物面積 5,265.44㎡（昭和60年8月改築）

主な施設 校舎・食堂棟、体育館棟、寮舎・児童指導等宿舎、運動場、プール、教材園

在園児童

（令和5年度）

	第 1 学 期					第 2 学 期					第 3 学 期				
	計	3年	4年	5年	6年	計	3年	4年	5年	6年	計	3年	4年	5年	6年
計	29人	8	8	12	1	32人	12	7	11	2	32人	12	7	11	2
男	14	2	2	9	1	15	2	3	8	2	15	2	3	8	2
女	15	6	6	3	0	17	10	4	3	0	17	10	4	3	0

学級数および児童数 (令和6年4月12日現在)

	計		3 年		4 年		5 年		6 年	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
計	4 学級	25人	1 学級	4 人	1 学級	9 人	1 学級	4 人	1 学級	8 人
男	—	12	—	1	—	4	—	1	—	6
女	—	13	—	3	—	5	—	3	—	2

校外学園

自然環境に親しむ機会が少ない区立小中学校・幼稚園の児童・生徒・園児に対し、芋掘りやセカンドスクール、部活動合宿など、学園の自然環境や施設などを生かした教育活動の場を提供している。

柏学園

所在地 千葉県柏市柏1236-1
☎ 04 (7167) 2270

柏の市街を外れ、手賀沼のほとりの高台に位置し、自然に恵まれ、都心の子どもたちが手軽に訪れて、自然観察を行うのに絶好な環境にある。

利用状況 (令和5年度)

計	小 学 校	中 学 校	幼 稚 園
8,286人	5,897	1,941	448

◎数字は延べ人数

施設の概要

敷地面積 42,373.00㎡
建物面積 4,272.07㎡ (昭和62年8月完成)
主な施設 管理・学習棟、宿舎棟、体育館棟、運動場、テニスコート、教材園
収容人員 240人

学校保健衛生

小中学校・幼稚園における保健衛生として、定期健康診

断やその他各種検査、検診を実施する他、校舎内の換気、採光および保温など環境衛生の維持改善を図ることにより、児童・生徒・園児および教職員の健康を保持し、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に努めている。

今後も「学校環境衛生基準」(平成21年文部科学省告示第60号)に照らして、客観的、科学的な方法で定期検査などを実施し、学校の適切な環境の維持に努めていく。

また、保健管理については、専門的事項に関する技術および指導担当者として小中学校・幼稚園に学校医・園医(内科、耳鼻咽喉科、眼科)、学校歯科医・園歯科医および学校薬剤師を各1人配置している。

1 学校医・園医

(1) 内科医

定期および就学時における健康診断、各種検査の事後措置についての指導助言などを担当

(2) 耳鼻咽喉科医

定期および就学時における健康診断その他耳鼻咽喉の検査、予防などを担当

(3) 眼科医

定期および就学時における健康診断その他目の検査、予防などを担当

2 学校歯科医・園歯科医

定期および就学時における健康診断その他歯や口腔^{こうくう}の検査、予防などを担当

3 学校薬剤師

校舎内の採光、換気、水質検査、騒音など環境調査を担当

学校結核健診状況 (令和5年度)

種 別 区 分	問診調査および 学校医による診察	精密検査 対象者	精密検査 受検者	精密検査結果		
				要精密検査(再)	経過観察	異常なし
計	10,369人	25人	21人	0 人	0 人	21人
小 学 校	8,649	17	16	0	0	16
中 学 校	1,720	8	5	0	0	5

◎対象者 問診調査および学校医による診察：小中学校全児童・生徒

小中学校児童生徒平均体位 (令和4・5年度定期健康診断結果より)

区 分 \ 年 度 \ 種 別			身 長 (cm)		体 重 (kg)	
			区	全 国	区	全 国
小 学 校 1 年	男	4	117.4	117.0	21.5	21.8
		5	117.6	－	21.2	－
	女	4	116.4	116.0	20.8	21.3
		5	116.7	－	20.8	－
小 学 校 6 年	男	4	147.0	146.1	40.4	40.0
		5	146.7	－	40.0	－
	女	4	148.2	147.9	39.8	40.5
		5	148.3	－	39.4	－
中 学 校 3 年	男	4	166.0	165.8	55.6	55.0
		5	166.4	－	55.9	－
	女	4	157.0	156.5	49.9	49.9
		5	156.2	－	49.5	－

◎令和4年度の全国の数値は確定値であり、令和5年度の全国の数値は令和6年11月ごろに公表されるため未確定である。

その他の学校安全管理

光化学スモッグ対策

光化学スモッグの被害が発生した場合は、次により対処している。

1 予報発令および解除の通報、周知

環境課から直結している同時通報ファクスが、全小中学校に設置されており、発令の通知を受けたときは、直ちに児童・生徒・園児に周知するとともに、一般区民にも周知可能な場所に掲示板を掲げることとしている。

2 予報などの発令時の措置

予報、注意報発令時は、努めて屋外の活動を取り止め、児童・生徒・園児を校舎内に退避させる。警報および重大緊急報発令時は、児童・生徒・園児を校舎内に退避させるとともに、健康上注意を要する児童・生徒・園児については特に健康観察を注意深く行うなど適切な配慮することとしている。

3 被害発生時の措置

児童・生徒・園児が光化学スモッグ被害を受けた場合、水道水で洗眼、うがいなど応急処置を取るとともに、学校医・園医に連絡し、指示または往診を求め、被害の程度により適切な処置を取ることとしている。

4 被害発生時の通報

被害校は、学校医・園医へ連絡するとともに、教育委員会事務局学務課保健給食係および保健所へ被害状況を通報する。

学校騒音状況

学校環境衛生基準に基づく令和5年度学校騒音状況調査

結果は、以下のとおりである。

学校騒音状況 (令和5年度)

区 分 \ 種 別		計	小学校	中学校
窓 開 放 状 態	55dB以下	7校	6	1
	55dB超	13	10	3
窓 閉 鎖 状 態	50dB以下	13	12	1
	50dB超	7	4	3

◎この調査は、各校で騒音の影響が大きな教室を選び、児童・生徒などがない状態で、窓を閉じたときと開けたときの等価騒音レベルを測定したものである。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入

区立小中学校・幼稚園の全児童・生徒・園児に対し、区が掛け金を負担して、災害共済給付制度に加入することにより、学校の管理下における負傷、疾病、障害などの災害を受けた児童などに対して、医療費などの給付が行われている。

・令和6年度共済掛金（1人当たり年額）

小学校 児童 935円

中学校 生徒 935円

幼稚園 園児 285円

医療費など給付実績 (令和5年度)

	件 数	給付金額
計	403件	1,603,751円
小 学 校	283	1,227,843
中 学 校	110	349,396
幼 稚 園	10	26,512

中央区学校保健会

この会は、学校における保健衛生の調査研究および学校安全の充実・向上を図り、学校教育の円滑な実施に寄与することを目的とし、事務局を教育委員会事務局学務課に置いている。

学校医・園医（内科・耳鼻咽喉科・眼科）、学校歯科医・園歯科医、学校薬剤師、学校長、学校保健主任、養護教諭および学校保健協力者による各部会で組織され、次の事業を行っている。

- 1 保健衛生の向上を図るため、関係団体に協力すること
- 2 保健衛生思想の普及啓発に関すること
- 3 学校保健に関する調査研究および研修
- 4 学校安全の充実・向上に関すること
- 5 その他、この会の目的達成に必要な業務

こども110番

子どもを路上犯罪から守るために、区内の家庭、店舗、事業所などに協力を依頼し、緊急時に逃げ込める避難所として「こども110番」の事業を平成14年度から実施している。

さらに「動くこども110番」として、清掃車などを利用し、子どもたちの安全確保を図っている。

令和5年度実績

登録件数 682件（家庭146件、店舗・事業所409件、官公署127件）

防犯ブザーの配布

子どもたちが通学時などに犯罪や事件に巻き込まれたり、巻き込まれそうになった事例が発生していることから、小中学生の安全の確保を図るため、緊急時に周囲へ危険を知らせる防犯ブザーの配布を平成15年度から実施している。

令和5年度実績

- 1 配布対象者 区内在住・在学の小中学生（新1年生他）
- 2 新規配布数 1,678個

安全パトロール

児童・生徒の登下校時の安全確保を図るため、平成16年度から小学校のPTAが教育委員会で作成した「安全パトロール」のプレートを自転車に掲示し、パトロールを実施している。

学校・保護者間連絡アプリの運用

学校から保護者へ緊急時の連絡などを行うことができるアプリを運用し、情報配信を行っている。

通学路防犯カメラの設置

学校と地域などが連携して行う登下校の見守り活動を補完し、安全対策の強化を図るため、各小学校の通学路に防犯カメラを設置している。

就学援助および就学奨励

就学援助

経済的な理由で就学困難と認められる児童・生徒に、義務教育の円滑な実施を補助する就学奨励対策として、「生活保護法」に基づく教育扶助費（福祉事務所所管）の支給の他、「学校教育法」に基づく就学援助費を支給している。

なお、区では平成22年度からこれらに加えて新入学児童生徒学用品費に標準服相当額を上乗せして支給している。

就学奨励

区立小中学校の特別支援学級などについては就学の特殊事情を考慮し、その就学に関する保護者の経済的負担を軽減することにより、特別支援教育の振興に役立てるため、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づく就学奨励費の支給を行っている。

就学援助（就学奨励）費内訳

区 分	内 訳
学 用 品 費	学習に直接必要とする物品（クレヨン、裁縫用具、練習帳など）の費用
通 学 用 品 費	通常必要とする通学用品（ランドセル、カバン、上履き、雨傘、雨靴、制帽など）の費用
通 学 費	特別支援学級に在学する児童・生徒の通学に必要な費用
修 学 旅 行 費	交通費、宿泊費、見学科、記念写真代など
校 外 活 動 費 （宿泊を伴わないもの）	交通費、見学科
学 校 給 食 費	学校給食に関する費用
※学 校 病 医 療 費	トラコーマ、結膜炎、中耳炎、う歯などの学校病の医療費
部 活 動 費	部活動参加費
校 外 活 動 費 （宿泊を伴うもの）	夏期施設参加費用、移動教室、校外学習の食事代など
卒 業 記 念 ア ル バ ム 代	卒業記念アルバム費用
新入学児童生徒学用品費	新入学児童・生徒の学用品費用、標準服に関する費用など
職 場 実 習 交 通 費	特別支援学級に在学する生徒の職場実習に必要な交通費

◎※印は就学奨励の適用外

就学援助（就学奨励）実績

（令和5年度）

区 分	補 助 対 象	計		小 学 校			中 学 校		
		人 員	金 額	学 年	人 員	金 額	学 年	人 員	金 額
合 計		人 -	円 44,642,812 (1,316,519)	年 -	人 -	円 18,846,183 (534,930)	年 -	人 -	円 25,796,629 (781,589)
学 用 品 費	準	837 (35)	15,826,342 (383,307)	1～6	532 (20)	7,909,617 (154,932)	1～3	305 (15)	7,916,725 (228,375)
通 学 用 品 費	準	634 (27)	2,045,323 (46,893)	2～6	465 (16)	1,406,773 (25,113)	2～3	169 (11)	638,550 (21,780)
通 学 費	準	27 (11)	536,265 (164,935)	1～6	16 (8)	62,245 (35,775)	1～3	11 (3)	474,020 (129,160)
修 学 旅 行 費	要・準	80 (8)	2,621,022 (130,585)	6	0 (0)	0 (0)	3	80 (8)	2,621,022 (130,585)
校 外 活 動 費 （宿泊を伴わないもの）	要・準	803 (35)	1,809,435 (42,375)	1～6	538 (20)	1,013,760 (19,200)	1～3	265 (15)	795,675 (23,175)
学 校 給 食 費	準	10 (0)	472,766 (0)	1～6	2 (0)	73,610 (0)	1～3	8 (0)	399,156 (0)
学 校 病 医 療 費	要・準	0 (-)	0 (-)	1～6	0 (-)	0 (-)	1～3	0 (-)	0 (-)
部 活 動 費	準	555 (23)	380,415 (10,185)	4～6	295 (8)	69,840 (960)	1～3	260 (15)	310,575 (9,225)
校 外 活 動 費 （宿泊を伴うもの）	要・準	450 (17)	2,157,104 (33,999)	1～6	281 (8)	1,255,398 (14,710)	1～3	169 (9)	901,706 (19,289)
卒業記念アルバム代	要・準	4 (0)	29,200 (0)	6	0 (0)	0 (0)	3	4 (0)	29,200 (0)
新 入 学 児 童 生 徒 学 用 品 費	要・準	231 (12)	18,764,940 (504,240)	1	104 (8)	7,054,940 (284,240)	1	127 (4)	11,710,000 (220,000)
職 場 実 習 交 通 費	要・準	0 (0)	0 (0)	-	- (-)	- (-)	1～3	0 (0)	0 (0)

◎補助対象欄の「要」は要保護者（生活保護を受けている者）を、「準」は準要保護者（要保護者に準じ、一定の基準に該当する者）を表す。また、（ ）内は就学奨励費で内数。

◎令和5年度実績については、令和5年度新入学児童生徒分及び令和6年度新入学児童生徒分（入学前支給）が計上されている。

保護者の私費負担軽減

立小中学校の卒業記念アルバム・文集作成費および区立中学校の修学旅行費を補助している。

義務教育における保護者の私費負担を軽減するため、区

補助金交付状況					(令和5年度)
区 別	種 別	小 学 校		中 学 校	
		対象者数	金 額	対象者数	金 額
	卒業記念アルバム・文集作成費補助	1,313人	13,130,000円	532人	4,256,000円
	修 学 旅 行 費 補 助	—	—	513	18,176,050

幼稚園就園奨励

子育てのための施設等利用給付

施設等利用給付1号認定を受けた子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する幼児の保護者に対して、利用料に相当する額を給付している。

また、施設等利用給付2・3号認定（保育の必要性の認定）を受けた幼稚園および認定こども園（短時間・幼稚園部分）を利用する幼児の保護者に対して、預かり保育利用料に相当する額を給付している。

給付上限額 新制度未移行幼稚園利用料 月額25,700円
預かり保育利用料 月額11,300円
（非課税世帯で満3歳児以後最初の3月31日まで 月額16,300円）

私立幼稚園等保護者負担軽減補助

私立幼稚園・幼稚園類似施設に在籍する幼児の保護者または私立の認定こども園に在籍する教育標準時間認定の幼児の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るとともに、幼稚園教育の振興と充実を図るため、保育料および預かり保育料の一部を補助している。

補助額 月額 1,800円～6,200円
保育料、特定負担額（その他の納付金）
預かり保育料（第2子以降の満3歳児クラス在籍） 月額16,300円
（第2子以降の0歳から2歳児クラス在籍） 月額42,000円

補助金交付状況			(令和5年度)
年 齢	人 員	補助金額	
合 計	255人	4,982,530円	
満3歳児	4	32,340	
3歳児	75	1,524,110	
4歳児	79	1,733,120	
5歳児	97	1,692,960	

実費徴収に係る補足給付事業

区立幼稚園に通う園児の保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用などの一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図っている。

令和5年度実績
対 象 者 生活保護世帯または区民税所得割非課税世帯
支給人数 11人
支 給 額 112,140円

多様な集団活動等利用支援

小学校就学前の幼児を対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を補助する。

対象者 対象となる団体または施設を利用する3歳児クラスから小学校就学前の幼児の保護者であって、子育てのための施設等利用給付を受けていない者
補助額 対象となる幼児1人当たり月額上限20,000円

幼保連携型認定こども園

名 称 阪本こども園
運営事業者 学校法人渋谷教育学園
所 在 地 日本橋兜町15-18 1階
電 話 番 号 ☎ (6661) 1176
延 べ 面 積 831.56㎡

在籍園児数

	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
合 計						117人
1号認定 (短時間・幼稚園部分)	—	—	15	15	15	45
2号・3号認定 (長時間・保育所部分)	12	15	15	15	15	72

◎187・188頁（第8編 福祉）の再掲。

名 称 渋谷教育学園晴海西こども園
 運営事業者 学校法人渋谷教育学園
 所 在 地 晴海4-8-1 1・2階
 電 話 番 号 ☎ (6204) 2620
 延 べ 面 積 3,390.34㎡

在籍園児数

	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
合 計						231人
1号認定 (短時間・幼稚園部分)	—	—	54	40	37	131
2号・3号認定 (長時間・保育所部分)	20	20	20	20	20	100

◎187・188頁（第8編 福祉）の再掲。

地域との連携・学校開放

PTA 活動への支援

学校・幼稚園のPTAは、子どもの健全な成長を目的とした社会教育関係団体として幅広く活動するとともに、連合会を結成して相互の交流と学区域を越えた共通問題の調査・研究に取り組んでいる。

教育委員会では、PTA活動がより一層充実して活発になるよう、研修会への講師派遣などの支援をしている。

校庭（遊び場）開放

学校休業日（原則、日曜日および休日）に、PTAなどの協力を得て、小学校の校庭を子どもの安全な遊び場として開放している。

また、月島第一小学校において、「校庭を活用した安心できる子どもの遊び場づくり・体力づくり」を行っている。

校庭（遊び場）開放利用状況（令和5年度）

小学校名		日・人数	累 計		
			全 日	半 日	人 数
計			日 81	日 68	人 5,677
1	城 東 小		—	—	—
2	泰 明 小		—	—	—
3	中 央 小		25	3	2,107
4	明 石 小		1	12	92
5	京 橋 築 地 小		—	—	—
6	明 正 小		0	16	631
7	常 盤 小		—	—	—
8	日 本 橋 小		15	1	538
9	有 馬 小		—	—	—
10	久 松 小		—	—	—
11	阪 本 小		—	—	—
12	佃 島 小		20	1	1,062
13	月 島 第 一 小		0	34	331
14	月 島 第 二 小		4	1	90
15	月 島 第 三 小		7	0	33
16	豊 海 小		9	0	793

学校施設（校庭・体育館）開放

学校教育に支障のない範囲で学校の校庭および体育館をスポーツ団体やPTAなど地域の非営利団体の利用に提供している。

柏学園施設開放

小中学校の児童・生徒が利用する期間を除いて、区内在住、在勤、在学の登録団体に、スポーツやレクリエーション活動を行うための施設として柏学園を開放している。

施設名 柏学園

所在地 千葉県柏市柏1236-1

☎ 04 (7167) 2270

利用期間 土・日曜日および祝日・休日（青少年団体は、学校の夏季・春季休業期間中も利用できる）

利用方法 日帰り利用および青少年団体のみ宿泊利用
休園日 学校利用日、学校の夏季・春季休業期間中（青少年団体利用日を除く）および年末年始

利用資格 社会教育または社会体育を目的とする6人以上の団体

利用料金 施設使用料 別表のとおり
宿泊利用料 （20人以上の利用の場合、食事の提供可）
食事あり（3食）
…1人1泊 3,200円
食事なし…1人1泊 1,000円

受付期間 日帰り利用
一般団体………利用しようとする日の前々月1日から前日まで
青少年団体…利用しようとする日の3月前の1日から前日まで

宿泊利用

青少年団体…利用しようとする日の3月前の1日から14日前まで

◎施設の概要については、378頁の校外学園参照

青少年団体…区内に住所を有する小中学生で構成される団体

別表 柏学園施設使用料

種別		区分	午 前	午 後	全 日
学 習 室			400円	400円	800円
理 科 調 理 室			650	650	1,300
多 目 的 室			850	850	1,700
製 作 活 動 室			650	650	1,300
和 室			150	150	300
体 育 館			1,900	1,900	3,800
運 動 場	4～9月		2,200	2,200	4,400
	10～3月		1,750	1,750	3,500

令和5年度利用状況

延べ利用団体数 49団体（宿泊15団体、日帰り34団体）
延べ利用者数 1,944人（宿泊1,164人、日帰り780人）

図書文化財

区立図書館

図書館サービスの推進

本区においては、急速な人口増加や区民の価値観・ライフスタイルの変化に伴い、余暇や学習活動へのニーズが多様化している。地域の情報拠点・生涯学習拠点である図書館では、区民の意向や社会的な動向に配慮しながら図書を収集するとともに、図書相談機能や子どもが読書に親しむ環境を充実させ、幅広い世代の知的好奇心に応えるべく各種サービスを推進している。

京橋図書館については、郷土資料館と一体整備することにより、利用者ニーズに即した蔵書や設備の充実を図るなど、本区の歴史・文化などを総合的に発信する生涯学習拠点である「本の森ちゅうおう」として令和4年12月4日に開設した。

また、晴海図書館についても、児童、学生などの求める読書環境を実現できるよう、令和6年7月1日に晴海区民

センター内に開設する。

1 主要な図書館サービス向上の取り組み

(1) 開館時間の延長

区立図書館では、令和4年4月から開館時間を延長し、平日の閉館時間を午後8時から午後9時へ、土曜日を午後7時から午後9時に繰り下げ、図書館の利便性の向上を図っている。

(2) 図書館システムなどの活用

区立図書館では、ICタグ管理による図書館システムを採用し、貸し出し・返却手続きの自動化や手続き時間の短縮を図る他、各図書館内での公衆無線LANによるインターネット接続環境の提供や各種新聞、辞書・辞典などの最新情報の検索・閲覧サービスを提供している。

また、図書館ホームページでは、「おすすめ本の紹介」や昭和34年以降の街並みや建造物を収めた写真、錦絵

や絵葉書などの画像約2万点を公開するなどの情報発信の他、所蔵資料の貸し出し予約を可能にするなど、図書館サービスの充実を図っている。

(3) 電子書籍貸出サービスの開始

令和4年9月から、図書館の開館時間や休館期間に影響されない電子書籍の貸し出しを行い、図書館に来館することが難しい方にも図書館サービスを提供し、読書機会の拡充を図っている。

(4) その他の取り組み

各館に「学習コーナー」を整備し調査研究環境の充実を図るとともに、利用者が知りたい情報に対して資料検索を行う上での手引きとなる「図書館調べ案内」をテーマ別に作成し、図書館ホームページ上で公開している。

また、利用者の調べものなどを手伝うレファレンス業務において、メールレファレンスを実施し、図書館開館時間内に来館できない利用者の質問に対応している。

図書館利用者の利便性向上のため、図書館以外での返却場所として中央区役所およびシニアセンターに返却用ブックポストを設置している。

2 多様な図書館サービスの提供

(1) 障害のある方などへのサービス

① 対面朗読および点訳サービス

ボランティア朗読者による目の不自由な方への対面朗読サービス、点字ボランティアによる録音テープ資料のタイトル一覧などの点訳を行っている。

② 郵送貸し出しサービス

京橋図書館において、来館することが困難な方を対象に、図書、録音テープ、デジター（デジタル録音資料）およびCDの郵送による貸し出しを実施し、令和5年度は43件、90冊の利用があった。

③ 配本サービス

月島図書館において、本の貸し出し・返却をシニアセンターで行える配本サービスを行っており、令和5年度は295件、602冊の利用があった。

(2) 地域資料の収集など

京橋図書館地域資料室では、本区発行の行政資料や地誌・地図・錦絵・絵はがきなど、中央区の歴史・文化に関する多種多様な資料を収集している。

また、本区各地域の江戸時代から今日までの歴史の歩みについて、豊富な地図や年表を収めて分かりやすく編集した「中央区沿革図集」や「中央区年表」など、各種の刊行物の有償頒布を行っている。

(3) 子どもの読書活動推進

子どもがあらゆる機会や場所において自主的に読書活動が行えることを目的に「子どもの読書活動の推進

に関する法律」が平成13年12月に施行され、4月23日が「子ども読書の日」と定められた。これに基づき、「中央区子ども読書活動推進計画」を策定し、さまざまな事業を展開している。また、令和5年度からの5カ年を計画期間とした「第四次中央区子ども読書活動推進計画」では、「子ども読書の日」を記念したお話し会などの他、子どもが初めて触れる絵本を提供する「親と子のふれあいブックスタート」事業や子ども自身の読書状況を記録できる「子ども読書手帳」の配布に加え、児童が学習に用いているタブレットから、図書館や図書に関する情報に簡単にアクセスできるGoogle Classroomを活用した図書情報の共有など、子どもが本と出会い、読書意識の向上につながる各種事業を実施している。

① 読み聞かせの普及啓発

子どもたちが豊かな感性や想像力を育み表現力を高める機会を拡大するため、各図書館において乳幼児などを対象に絵本や紙芝居の読み聞かせを行う「お話し会」を京橋図書館は毎週火曜日、日本橋・月島図書館は毎週水曜日に実施している。さらに、平成27年7月からは全館で読み聞かせボランティアによる「お話し会」を実施している。

また、家庭での読み聞かせに適した絵本を紹介する「絵本リスト」の3・4カ月児健診会場における配布（平成14年度開始）、3歳から5歳向け「絵本リスト」の3歳児健診会場における配布（平成29年度開始）、保護者を対象とした絵本講演会の開催（平成16年度開始）、さらに、日本橋図書館においては「親子で楽しむ絵本講座」（平成9年度開始）を開催している。

② 子ども図書館員

小学校第4学年から第6学年までの児童を対象に、図書館に対する理解を深めるとともに来館する機会や利用の促進を図るため、図書館での仕事体験（子ども図書館員）を実施している。
令和5年度参加実績 36人

③ 小・中学校への図書の定期巡回貸出

令和4年度から、児童・生徒が本に触れる機会の拡大を図るため、図書館司書が選定した本や教科書で紹介されている資料のセットを小中学校へ定期的に貸し出す図書の定期巡回貸出を実施している。

令和5年度貸出実績 2,519冊

④ ビブリオバトル

令和4年度から、中学生の読書意欲の向上および読書機会の充実を図るため、発表者が持ち

寄った本を紹介し、参加者が一番読みたくなっ
たものを投票で決めるビブリオバトルを図書館
と中学校で連携実施している。

実施日 令和6年2月3日（土）
会 場 本の森ちゅうおう 1階多目的ホール
参加校 全区立中学校（第2学年代表生徒）

区立図書館

名称	所在地・電話番号	建物面積	開館時間	休館日	座席数	蔵書数 (令和6年3月31日現在)
合 計						672,071冊 (晴海図書館は除く)
京 橋 図書館	新富1-13-14 本の森ちゅうおう ☎ (3551) 2151	7,067.92㎡	月～土曜日 午前9時～ 午後9時 日曜日、 祝日・休日 午前9時～ 午後5時	・年末年始 (12月31日～1月2日) ・特別整理のための臨時休 館日 (年間5日間) ・施設保守点検のための臨 時休館日 ・京橋、晴海図書館の休館 日 (毎月第3木曜日) ・日本橋、月島図書館の休 館日 (毎月第4木曜日)	席 495	373,392
日本橋 図書館	日本橋人形町1-1-17 日本橋小学校等複合施設 6・7階 ☎ (3669) 6207	2,224.44			187	137,183
月 島 図書館	月島4-1-1 月島区民センター3階 ☎ (3532) 4391	1,346.40			101	161,496
晴 海 図書館	晴海4-8-1 晴海区民センター3・4階 ☎ (5166) 3131	2,516.34			280	90,000 (令和6年7月1日 開設時)

図書館の利用状況

(令和5年度)

種 別		館 別		合 計	京橋図書館	日本橋図書館	月島図書館
貸出数	図	書		1,562,821冊	523,860冊	485,550冊	553,411冊
	C	D		93,691タイトル	30,316タイトル	38,105タイトル	25,270タイトル
	ビ	デ	オ	65タイトル	6タイトル	42タイトル	17タイトル
	D	V	D	7,523タイトル	5,575タイトル	1,197タイトル	751タイトル
貸 出 人 数				706,087人	240,233人	224,982人	240,872人
予約件数	図	書		429,682冊	129,851冊	143,465冊	156,366冊
	C	D		45,487タイトル	13,112タイトル	18,704タイトル	13,671タイトル
	ビ	デ	オ	72タイトル	19タイトル	47タイトル	6タイトル
	D	V	D	2,455タイトル	683タイトル	987タイトル	785タイトル
夜間利用	貸 出 者 数			188,370人	68,261人	61,813人	58,296人
	貸 出 数			409,737冊	147,072冊	133,722冊	128,943冊
	開 館 日 数			－	279日	276日	280日
登 録 者 数				85,414人	30,841人	29,513人	25,060人
年 間 開 館 日 数				－	342日	341日	341日

◎貸出数には、団体貸出数・協力貸出数を含む。
◎夜間利用とは、午後5時以降の利用。

図書館の館外貸し出し図書数

(令和5年度)

部 門 \ 館 別		合 計		京橋図書館		日本橋図書館		月島図書館	
		冊 数	比 率	冊 数	比 率	冊 数	比 率	冊 数	比 率
0	総 記	21,862冊	1.4%	8,318冊	1.6%	7,142冊	1.5%	6,402冊	1.2%
1	哲学・宗教	36,658	2.3	12,814	2.4	12,333	2.5	11,511	2.1
2	歴史・地誌	90,211	5.8	31,494	6.0	30,789	6.3	27,928	5.0
3	社会科学	111,358	7.1	38,389	7.3	37,548	7.7	35,421	6.4
4	自然科学	48,538	3.1	17,012	3.2	14,773	3.0	16,753	3.0
5	工学・家庭	84,315	5.4	31,191	6.0	26,263	5.4	26,861	4.9
6	産 業	18,997	1.2	6,537	1.2	6,681	1.4	5,779	1.0
7	芸 術	42,728	2.7	14,487	2.8	13,544	2.8	14,697	2.7
8	言 語	14,283	0.9	5,281	1.0	4,361	0.9	4,641	0.8
9	文 学	353,989	22.7	132,726	25.3	105,390	21.7	115,873	20.9
大 活 字 本		4,359	0.3	2,072	0.4	705	0.1	1,582	0.3
K	地域資料	7,956	0.5	3,215	0.6	2,198	0.5	2,543	0.5
洋 書		3,834	0.2	2,269	0.4	1,076	0.2	489	0.1
雑 誌		64,893	4.2	23,412	4.5	17,607	3.6	23,874	4.3
小 計		903,981	57.8	329,217	62.8	280,410	57.8	294,354	53.2
児 童 (紙芝居内数)		658,840 (10,120)	42.2 (0.6)	194,643 (2,884)	37.2 (0.6)	205,140 (3,731)	42.2 (0.8)	259,057 (3,505)	46.8 (0.6)
合 計		1,562,821	100.0	523,860	100.0	485,550	100.0	553,411	100.0
一 日 平 均		—		1,532		1,424		1,623	

◎比率は四捨五入しているため、合計した数値と合わないところがある。

図書館の視聴覚資料の保有および貸し出し状況

(令和5年度)

種 別		保有数	貸し出し件数
合 計		35,590	101,392
資 料	16 ミ リ フ ィ ル ム	82タイトル	0タイトル
	ス ラ イ ド	515本	0本
	C D	30,205タイトル	93,691タイトル
	ビ デ オ テ ー プ	598タイトル	65タイトル
	D V D	1,707タイトル	7,523タイトル
	録 音 テ ー プ・CD (身体障害者サービス用)	2,330タイトル	108タイトル
	デ ィ ジ ー (身体障害者サービス用)	153タイトル	5タイトル

郷土資料館

平成17年12月1日に開館した郷土天文館は、本区の歴史・文化などを総合的に発信する生涯学習拠点として整備された「本の森ちゅうおう」に移転し、令和4年12月4日から郷土資料館として開館した。

郷土資料館では、江戸時代から昭和期に至る、区にゆかり深い各時代の貴重な文化財や歴史資料を所蔵している。

1階常設展示室では、「歴史をたどる」「知識を深める」「絵巻をめぐる」「資料に出会う」「写真で読み解く」「実物を鑑賞する」「まちプラ中央区」の七つのテーマに分けて実物資料やデジタルコンテンツを活用した展示を行っている。

2階企画展示室では、令和5年6月3日から7月2日まで本の森美術館名画展2023「読む絵画展～明治座の名画から深まる日本のハレ～」、令和5年7月29日から9月3日まで「新規登録区民文化財展2023～震災の記憶と佃島の記録～」、令和5年10月7日から12月17日まで「大八丁堀展～よみがえるまちの歴史～」、令和6年1月13日から3月17日まで「関東大震災から100年～震災復興の記憶～」の企画展を3回、特別展を1回開催した。

さらに、郷土資料館が所蔵する収蔵資料約29,000点（歴史・民俗資料約15,000点、考古資料約14,000点）をデータ

ベース化し、収蔵資料をインターネットで広く一般に公開している。

文化財の保護

本区は、江戸開府以来わが国の文化・経済の中心として発展を続けてきた地域であり、有形・無形の文化遺産を多数有している。

これら文化遺産の保護・普及のため、説明板の設置や春と秋に「文化財めぐり」を実施している。

また、昭和63年に施行された「中央区文化財保護条例」に基づき、文化財保護審議会を設置し、区内文化財の調査を進めている。

令和6年4月に、中央区民文化財として1件の登録を行い、文化財の保護・普及に努めた。

これで、令和6年4月1日現在、指定・登録された中央区民文化財は113件（指定：7件、登録：106件）となった。

埋蔵文化財（遺跡）については、開発事業主などの協力を得て令和5年度は、新たに「八丁堀二丁目（第3次）遺跡」の発掘調査を実施した。記録保存を行うため、発掘調査報告書を発行するとともに、出土した遺物などの維持・管理・活用に努めている。

なお、中央区文化財保護審議会委員一覧は422頁参照。

郷土資料館施設概要

名 称	所 在 地 (電 話)	施 設 概 要	開 館 時 間	休 館 日
郷土資料館	新富一丁目 13番14号 ☎ (3551) 2167	本の森ちゅうおう内 1階常設展示室 2階企画展示室	月～土曜日 午前9時～午後9時 日曜・休日 午前9時～午後5時	毎月第3木曜日 年末年始（12月31日～1月2日） 臨時休館日（施設点検など）

中央区民文化財一覧

○指定文化財

番号	名 称	種 別	所 在 地	所 有 者 (管理者)
1	明 治 屋 京 橋 ビ ル	区指定有形文化財 (建造物)	京橋二丁目2番8号	株式会社明治屋
2	日 本 橋 魚 市 場 絵 図 面	区指定有形文化財 (古文書)	築地三丁目16番12号	金子家
3	寛 正 三 年 板 碑	区指定有形文化財 (歴史資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	日本銀行
4	江 戸 三 座 入 場 券	区指定有形文化財 (考古資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
5	佃 島 沽 券 絵 図 控	区指定有形文化財 (古文書)	築地三丁目16番12号	金子家
6	日本橋野村ビルディング旧館	区指定有形文化財 (建造物)	日本橋一丁目9番1号	日本橋一丁目中地区 市街地再開発組合
7	佃住吉講の獅子頭（龍虎・黒駒）	区指定有形民俗文化財	佃一丁目2番10号先 (佃まちかど展示館)	佃住吉講

○登録文化財

番号	名 称	種 別	所 在 地	所 有 者 (管理者)
1	住 吉 神 社 水 盤 舎	区民有形文化財 (建造物)	佃一丁目1番14号	住吉神社
3	南 高 橋	区民有形文化財 (建造物)	新川二丁目～湊一丁目（亀島川）	中央区
4	陶 製 住 吉 神 社 扁 額	区民有形文化財 (工芸品)	佃一丁目1番14号	住吉神社
5	寛 保 沽 券 図	区民有形文化財 (古文書・古記録)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
6	アメリカ公使館跡の記念碑	区民有形文化財 (歴史資料)	明石町8番 (聖路加ガーデンレジデンス東側) 明石町10番 (聖路加国際トイ-slider記念館前)	聖路加国際大学
7	魚河岸水神社加茂能人形山車	区民有形民俗文化財	日本橋一丁目19番1号他	魚河岸会
8	佃 島 渡 船 場 跡	区民史跡	佃一丁目11番4号（佃公園内） 湊三丁目18番（佃大橋橋詰）	中央区
9	十 返 舎 一 九 墓	区民史跡	勝どき四丁目12番9号	東陽院
10	小網神社社殿及び神楽殿 附棟札・造営関係資料	区民有形文化財 (建造物)	日本橋小網町16番23号	小網神社
11	京 橋 の 親 柱	区民有形文化財 (建造物)	1. 京橋三丁目5番先 2. 銀座一丁目2番先 3. 銀座一丁目11番先	国土交通省

番号	名 称	種 別	所 在 地	所 有 者 (管理者)
12	白 魚 献 上 箱	区民有形文化財 (歴史資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	佃島漁業協同組合
13	住吉神社大祭の獅子頭宮出し	区民無形 民俗文化財	(伝承地) 佃一丁目1番14号(住吉神社)	佃住吉講
14	龍 虎 の 獅 子 頭	区民有形 民俗文化財	佃一丁目2番10号先 (佃まちかど展示館)	佃住吉講
15	黒 駒 の 獅 子 頭	区民有形 民俗文化財	佃一丁目2番10号先 (佃まちかど展示館)	佃住吉講
16	銅 製 洋 鐘	区民有形文化財 (工芸品)	明石町5番26号	カトリック東京大司 教区築地教会
17	末 廣 神 社 所 蔵 文 書	区民有形文化財 (古文書)	日本橋人形町二丁目25番20号	末廣神社
18	板絵着色お千世の図額 附目録	区民有形文化財 (歴史資料)	日本橋本石町四丁目4番9号	日本橋西河岸地藏寺 教会
19	鐵 砲 洲 稻 荷 神 社	区民有形文化財 (建造物)	湊一丁目6番7号	鐵砲洲稻荷神社
20	埋 桝 及 び 木 樋	区民有形文化財 (考古資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
21	鐵 砲 洲 稻 荷 神 社 の 富 士 塚	区民有形 民俗文化財	湊一丁目6番7号	鐵砲洲稻荷神社
22	波 除 稻 荷 神 社 の 獅 子 頭	区民有形 民俗文化財	築地六丁目20番37号	波除稻荷神社
23	鐵 砲 洲 稻 荷 神 社 の 力 石	区民有形 民俗文化財	湊一丁目6番7号	鐵砲洲稻荷神社
24	海 運 橋 親 柱	区民有形文化財 (建造物)	1. 日本橋一丁目20番先 2. 日本橋兜町3番先	中央区
25	板 絵 着 色 蘭 陵 王 図 額	区民有形文化財 (絵画)	佃一丁目1番14号	住吉神社
26	佃 浪 除 稻 荷 神 社 の 力 石	区民有形 民俗文化財	佃一丁目8番4号 (佃浪除稻荷神社)	佃住吉講
27	鐵 砲 洲 稻 荷 神 社 富 士 塚 内 の 力 石	区民有形 民俗文化財	湊一丁目6番7号	鐵砲洲稻荷神社
28	智 泉 院 の 天 水 鉢	区民有形 民俗文化財	日本橋茅場町一丁目5番13号	智泉院
29	波 除 稻 荷 神 社 の 天 水 鉢	区民有形 民俗文化財	築地六丁目20番37号	波除稻荷神社
30	郵 便 発 祥 の 地	区民史跡	日本橋一丁目18番1号 (日本橋郵便局)	日本郵便株式会社
31	江 戸 秤 座 跡	区民史跡	日本橋三丁目7番20号 (ディーアイシービル)	日誠不動産株式会社
33	木 板 金 地 着 色 蘆 鷺 図 額	区民有形文化財 (絵画)	佃一丁目1番14号	住吉神社
34	紙 本 墨 画 淡 彩 瀑 布 図	区民有形文化財 (絵画)	築地三丁目17番10号	法重寺

番号	名 称	種 別	所 在 地	所 有 者 (管理者)
35	絹 本 着 色 白 梅 図	区民有形文化財 (絵画)	築地三丁目17番10号	法重寺
36	小 津 家 文 書	区民有形文化財 (古文書)	日本橋本町三丁目 6 番 2 号 (小津和紙博物舗)	小津商店
37	佐 々 木 家 文 書	区民有形文化財 (古文書)	日本橋室町四丁目 3 番 3 号	佐々木印店
38	引 幕 図 案 見 本 帳	区民有形文化財 (歴史資料)	銀座一丁目 8 番17号	佐々木商店
39	鉄 製 大 釜 残 欠	区民有形 民俗文化財	日本橋小網町 6 番 1 号 (釜屋もぐさ)	富士 治左衛門
40	佃島初代名主 佃忠兵衛報恩塔	区民有形 民俗文化財	築地三丁目15番 1 号	築地本願寺
41	銀 座 出 世 地 蔵 尊	区民有形 民俗文化財	銀座四丁目 6 番 (銀座三越 9 階テラス)	銀座出世地蔵尊奉讃 会
42	梶森神社の富札・富塚の碑	区民有形 民俗文化財	日本橋堀留町一丁目10番 2 号	梶森神社
43	霊岸島検潮所・量水標跡	区民史跡	新川二丁目32番 1 号先	東京都
44	豊 海 橋	区民有形文化財 (建造物)	新川一丁目～日本橋箱崎町 (日本橋川)	中央区
45	梶森神社 附造営関係資料	区民有形文化財 (建造物)	日本橋堀留町一丁目10番 2 号	梶森神社
46	銅 造 地 蔵 菩 薩 立 像	区民有形文化財 (彫刻)	日本橋茅場町一丁目 5 番13号	智泉院
47	梶 森 神 社 文 書	区民有形文化財 (古文書)	日本橋堀留町一丁目10番 2 号	梶森神社
48	中 村 家 文 書	区民有形文化財 (古文書)	日本橋馬喰町一丁目 5 番 4 号 (中庄)	中村 庄八
49	絹本着色日本製菓子舗 榮太樓本店製造場略図 附写生帖	区民有形文化財 (歴史資料)	日本橋一丁目 2 番 5 号 (榮太樓總本舗)	細田 安兵衛
50	新 大 橋 の 橋 名 板	区民有形文化財 (工芸品)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
51	魚河岸水神社加茂能人形 山 車 巡 行 模 型	区民有形文化財 (工芸品)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
52	佃 島 渡 船 関 係 文 書	区民有形文化財 (古文書)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
53	法 重 寺 の 大 鑿	区民有形文化財 (工芸品)	築地三丁目17番10号	法重寺
54	住 吉 神 社 文 書	区民有形文化財 (古文書)	佃一丁目 1 番14号	住吉神社
55	船 宿 山 崎 屋 関 係 資 料	区民有形文化財 (歴史資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
56	於岩稲荷田宮神社の鳥居	区民有形 民俗文化財	新川二丁目25番11号	於岩稲荷田宮神社
57	於岩稲荷田宮神社の百度石	区民有形 民俗文化財	新川二丁目25番11号	於岩稲荷田宮神社

番号	名 称	種 別	所 在 地	所 有 者 (管理者)
58	うぶけや鍛造打刃物類	区民有形 民俗文化財	日本橋人形町三丁目9番2号 (うぶけや)	矢崎 大貴
59	柳 橋	区民有形文化財 (建造物)	東日本橋二丁目～台東区柳橋一丁目 (神田川)	中央区
60	服 部 家 文 書	区民有形文化財 (古文書)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
61	小津商店江戸店営業関係用具類	区民有形 民俗文化財	日本橋本町三丁目6番2号 (小津和紙博物館)	小津商店
62	釜屋もぐさの振売箱	区民有形 民俗文化財	日本橋小網町6番1号 (釜屋もぐさ)	富士 治左衛門
63	カトリック築地教会聖堂	区民有形文化財 (建造物)	明石町5番26号	カトリック東京大司 教区築地教会
64	日本橋の橋柱装飾品 青銅製麒麟像鰭及び附属品	区民有形文化財 (工芸品)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
65	寛正三年板碑	区民有形文化財 (歴史資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	日本銀行
66	紺糸威丸胴具足 附具足櫃	区民有形文化財 (工芸品)	佃一丁目11番8号ピアウエスト スクエア1階 (石川島資料館)	株式会社 IHI
67	長 崎 屋 跡	区民史跡	日本橋室町四丁目2番地 (日本橋室町四丁目4番10号)	東短エイジェンシー 株式会社
68	一 石 橋 の 親 柱	区民有形文化財 (建造物)	八重洲一丁目11番先	東京都
69	住 吉 神 社 神 輿	区民有形 民俗文化財	佃一丁目1番14号	住吉神社
70	海幸橋の親柱 附橋梁竣工図面	区民有形文化財 (建造物)	1. 築地五丁目2番先 2. 築地六丁目20番先 3. 築地六丁目27番先	中央区
71	宝永七年の通二丁目沽券図写	区民有形文化財 (古文書)	日本橋二丁目1番10号 (柳屋ビルディング)	外池 洋隆
72	岸田吟香謹製鐵飴煎の看板	区民有形文化財 (歴史資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
73	聖路加国際病院トイスラー記念館	区民有形文化財 (建造物)	明石町10番	聖路加国際大学
74	燈臺北村西望作 銅造彫刻附石造台座	区民有形文化財 (彫刻)	銀座四丁目1番2号 (数寄屋橋公園内)	中央区
75	海 水 館 跡	区民史跡	佃三丁目26番1・27番 (佃三丁目11番19号)	坪井 チョウ子
76	日 本 橋 魚 市 場 絵 図 面	区民有形文化財 (古文書)	築地三丁目16番12号	金子家
77	江 戸 三 座 入 場 券	区民有形文化財 (考古資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
78	東京証券取引所所蔵文書	区民有形文化財 (古文書)	日本橋兜町2番1号	株式会社 東京証券取引所
79	佃 島 沽 券 絵 図 控	区民有形文化財 (古文書)	築地三丁目16番12号	金子家

番号	名 称	種 別	所 在 地	所 有 者 (管理者)
80	明石町遺跡内 築地外国人居留地 445号遺構出土遺物 附556号遺構 出土クレイパイプ	区民有形文化財 (考古資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
81	八丁堀三丁目(第2次)遺跡内 朗 惺 寺 跡 出 土 こ け ら 経	区民有形文化財 (考古資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
82	平野活版製造所(平野富二) 製 造 の 活 版 印 刷 機	区民有形文化財 (歴史資料)	入船二丁目9番2号	水野 雅生
83	東 京 薬 事 協 会 所 蔵 文 書	区民有形文化財 (歴史資料)	日本橋本町三丁目4番18号	公益社団法人東京薬 事協会
84	紀 元 二 千 六 百 年 記 念 日本万国博覧会開催準備関係資料	区民有形文化財 (歴史資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
85	明 治 屋 京 橋 ビ ル	区民有形文化財 (建造物)	京橋二丁目2番8号	株式会社明治屋
86	日本橋三越本店のパイプオルガン	区民有形文化財 (歴史資料)	日本橋室町一丁目4番1号	株式会社三越伊勢丹
87	原 胤 昭 関 係 文 書	区民有形文化財 (古文書)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
88	豊 後 岡 藩 中 川 家 上 屋 敷 跡(明石町遺跡)出土文書 附12号遺構穴蔵部材	区民有形文化財 (考古資料および古文書)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
89	震 災 復 興 橋 梁 図 面	区民有形文化財 (歴史資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
90	為 替 バ ン ク 三 井 組 柱 頭	区民有形文化財 (建造物)	京橋二丁目16番1号	清水建設株式会社
91	越 後 屋 文 書	区民有形文化財 (歴史資料)	銀座二丁目6番5号	株式会社越後屋
92	八丁堀三丁目遺跡内朗惺寺跡 出土蔵骨器 附瀬戸・美濃産陶器 鳴海織部向付	区民有形文化財 (考古資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
93	常 盤 橋 擬 宝 珠	区民有形文化財 (歴史資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
94	片 岡 家 文 書	区民有形文化財 (古記録)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
95	日本橋人形町三丁目(第2次) 遺 跡 出 土 陶 磁 器・土 器	区民有形文化財 (考古資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
96	住吉神社「佃嶋住吉御社再建仕法 書」版本	区民有形文化財 (歴史資料)	佃一丁目1番14号	住吉神社
97	長 谷 川 時 雨 関 連 資 料	区民有形文化財 (歴史資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
98	日本橋野村ビルディング旧館	区民有形文化財 (建造物)	日本橋一丁目9番1号	日本橋一丁目中地区 市街地再開発組合
99	八 丁 堀 三 丁 目 遺 跡 内 朗 惺 寺 跡 出 土 木 製 卒 塔 婆	区民有形文化財 (考古資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
100	長 谷 川 春 子 作 挿 絵 の 原 画 及 び 素 描	区民有形文化財 (絵画)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区

番号	名 称	種 別	所 在 地	所 有 者 (管理者)
101	門 跡 橋 の 親 柱 及 び 高 欄	区民有形文化財 (建造物)	築地三丁目17番8号先	東京都
102	清 川 玄 道 関 係 文 書	区民有形文化財 (古文書・古記録)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
103	近岡善次郎作 築地・隅田川等風景画	区民有形文化財 (絵画)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
104	日本橋蛸殻町一丁目遺跡内 播磨国山崎藩 本多家屋敷跡125号遺構出土遺物	区民有形文化財 (考古資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
105	一等水準点標石 (交無号)	区民有形文化財 (歴史資料)	新川二丁目32番先	国土交通省
106	関東大震災避難記念碑	区民有形文化財 (歴史資料)	日本橋浜町二丁目57番先	不明
107	佃島旧名主森家及び関係資料	区民有形文化財 (歴史資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区
108	額縁商八咫家の看板	区民有形文化財 (歴史資料)	新富一丁目13番14号 (郷土資料館)	中央区

◎ 2 番と32番は欠番